

平成十三年二月十五日 衆議院会議録第十三号

藤公一君の質疑

四

経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○加藤公一君 民主党的加藤公一でございます。
私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました経済社会の変化に対応するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律案につき、総理大臣、厚生労働大臣に質問いたします。(拍手)
以上です。

国会は国権の最高機関でありますから、そこで与党の皆さんによつて信任されたばかりの総理が、ちまたで言われるようになつておやめになるなどということは到底考えられません。しかし、もしもそれが事実であれば、これは大変ゆゆしき問題であります。国会の議決には意味がないと言つうに等しいからであります。

もうすぐやめるということがわかっている総理の答弁ではむなしでありますから、まずは頭、国民の皆様に対して、御自身の進退を明確に表明していただきたいと存じます。(拍手)

さて、現下の雇用情勢は依然、大変厳しい情勢にあります。失業率は四%台後半に高どまりし、失業者も三百十七万人という高い水準であります。また、二年近く改善を続けてきた有効求人倍率や、労働経済動向調査における労働者の過不足率にも陰りが見え始めています。堅調であったT・T産業も、アメリカの株価の伸び悩みによって採用を手控えたり、一部の勝ち組を除いてはベンチャー企業の採用が鎮静化したり、この先、新たな求人の伸びは余り期待できません。

さらに、構造的原因による雇用情勢の悪化も心配の種です。転職希望者が増加基調にあること、配の種です。転職希望者が増加基調にあること、

や、これまで就職活動すらあきらめていた方々が求職活動を始める可能性、さらに人材の流動化による表面的な失業率の増加などを考慮すると、今後、失業率が五%台で推移する可能性も決して否定できません。さらに、近い将来、財政構造改革に着手すれば、その影響での失業者の増加も考慮すべきであります。

雇用不安は今の日本を覆う閉塞感の中心的な要

因であり、これを打破するために、将来にわたって、雇用不安増大のリスクを最大限回避することもに、セーフティーネットの充実を図るべきだともに、現という究極の目標達成に向けて、今こそ抜本的な政策の方針転換が必要だとと考えます。

の不安はぬぐえないし、日本の再生もあり得ない、そう申し上げても過言ではないと思いますが、総理御自身のお考えをお聞かせください。

想されます。固定的な雇用慣行は、労働者の企業内訓練を重視する日本企業にとって高い合理性をもち合わせておりましたが、経済構造や人間構成の変化によってその合理性は薄れてきたのであります。つまり、流動的な雇用慣行の比率が高まる

こと、そしてそれを望む労働者の比率がふえることは、もはや避けられないのです。

人材の流動化が進めば、求職者が次々と職場を見つけるよう、健全な労働市場の育成が必要になってまいります。しかし、これまでの労働行政の延長では、かえって市場の健全性を阻害するおそれがあります。その典型が助成金制度です。その全貌をだれ一人把握できないほど多数存在しているながら、効果が証明されているものな

と並無は等しいのであります。現金をばくちもして不自然な需要をつくり出す、業績の悪い企業に無理やり雇用を維持させる、こうした時代おくれの

発想では、本質的な雇用対策にはなり得ません。この際、非効率な助成のあり方を根本から始め、実効性の明らかな助成金以外は大胆に整理することが求められると言えますが、今進められている助成金の見直しが本質的な改革に値するか、そして、いかにして健全な労働市場を築いくおつもりか、厚生労働大臣の御所見を伺い

年齢や性別など、個人の力ではどうしようも
いことで就業のチャンスを奪われている方が
いらっしゃいます。差別によって、能力のある高
者や女性たちが労働市場から追い出されている
です。こうした差別を解消することは、多く
人々に就業のチャンスを保障するという意味で
重要義理で、二点目。

私は、個人の自由意思が尊重され、個人ができる社会を目指すという観点から、あらゆる別に反対します。年齢差別についても同様の考です。年齢差別の禁止は、年功序列賃金や定年年の廃止など多くの課題、そして、日本の将来のジョンとも深くかかわる重要な問題だと思いま

が、経理は、我が国のトップブリーダーとして、後、年齢差別のないエージフリー社会を目指すか、それとも、これまで同様の固定的な雇用慣習を維持するのか、いずれの道を進むおつもりか、その御意思を伺いたいと思います。

今回の法案では、民間の事業主に、募集採用において年齢差別をしないよう努力義務を課す

とになります。確かに年齢による理不尽な差が横行する現状と比べれば、少しは進歩したと言えるでしょう。民間の事業主の皆様には、ぜひ労働者の選考において、形式的な年齢ではなく、実質的なその人の能力を十分に吟味し、採用の否を決定していただきたいと望むところであります。

ところで、この方案を提出した政府は、公務員の募集、採用において、年齢で差別せず、能力だけで判断しているのでしょうか。大臣もよく御

じのとおり、一般職の公務員では、その受験にたって年齢制限が存在をしています。ある年齢過ぎれば、面接はおろか、筆記試験すら受験できません。

公務員の募集、採用は年齢差別が残ったままで、民間の事業主だけが年齢に関係なく労働者採用しようとするでしようか。本気で年齢差別をやめにこなして踏み出すのであれば、政府みずから

ら、つまり公務員の募集、採用から率先すべきと考えますが、総理の御決意を伺いたいと存じます。(拍手)

現在の失業の一因として、能力のミスマッチ問題が挙げられます。この問題を解決するには適切な能力の評価システムが必要になります。勤労市場で求められていく職業能力を身につける

立左へ制とくいうインセンティブが働くからであります。しかし、これまで実施されてきた技能士検定や、ビジネスキャリア制度は、果たして十分にその機能果たしてきたと言えるのでしょうか。甚だ疑問を持たざるを得ません。これに対する厚生労働大の評価をお聞かせいただきます。

健全な労働市場が育成されても、そこへの参
に際して不利な状況を強いられている方々に対
て何らかの支援が必要であります。私は、すべ
の人々が持つて生まれた能力を最大限發揮でき
社会を理想としていますが、その意味でも、障
者の皆さんに対する支援はまだまだ不十分だと
わざるを得ません。

今回の法改正では、雇用対策法から障害者の職業の安定に関する規定を削除することになってしまいます。雇用対策法は、職業安定関係法規の中で、法体系のベースとなる、いわば基本法ともいべきものであり、この法律から障害者に関する規定を削除することについて、不安を感じざるを得ません。

確かに、障害者の雇用の促進等に関する法律において、企業や国、地方自治体に障害者を雇うことを義務づけています。しかし、実際には、半分以上の企業が一・八%の法定雇用率を達成できておりません。また、二・一%の法定雇用率が適用される公団、事業団などの特殊法人でも、いまだ五分の一が未達成という現実があります。

この改正によって、障害者の皆さんに働く機会を保障するという政府の取り組みが後退するものであるなら、これは看過できないのであります。

そこで、総理にお尋ねいたします。職につきたいという意欲のある障害者の皆さんに働く機会を保障することは、政府の役割として必要だとお考えでしょうか。また、障害を持つ方々が、職につき、自立するための支援として、今後どのような取り組みを進めるおつもりですか。

最後に、厚生労働大臣に伺います。昨日、KSDをめぐる調査結果及び処分についてが公表されました。しかし、接待については、その人数や回数が発表されただけであり、だれがどのような会食をしたのか、何一つ明らかになっておりません。これでは、今回の処分が適切かどうかも判断できないのであります。それぞれの宴席は、いつ、どこで行われ、だれが出席し、そのときの役職はどうであったか、だれが主導していたか、すべてを明らかにしていただきたいと思います。

こうした政官業の癪着が、そしてKSDの疑惑が、指導監督を甘くしていた国の責任について疑惑を持たれ、国民に納得のいく説明を求められて

いる現状を考えれば、これは正直に、そして、すべてを明らかにする、この姿勢をぜひとも示していただきたいと思います。この疑惑をすべて解明すること、この点を強く要求いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣森喜朗君登壇〕

○内閣総理大臣(森喜朗君) 初めに、私自身に関するお尋ねがございました。

内外に課題が山積いたしております現在、私は、国政にはいつときの停滞も、また、空白も許されない状況であると考えております。私としては、先日、本院におきまして内閣不信任案の否決を受け、まずは、現在参議院で御審議をお願いしております平成十三年度予算やその関連法案、さらに、各般の改革を実施するための重要な法案の一

日も早い成立に全力を尽くすことが、現内閣の責務であると考えております。

また、最近の厳しい経済情勢、株式市場動向にかんがみまして、政府・与党一体となって緊急経済対策本部を発足させたところであります、さ

くに提示されました与党三党によります緊急経済対策をしっかりと受けとめて、断固とした対応をとつてまいります。

さらに、月内に予定されています米国、ロシ

アとの首脳会談など、当面の外交課題にも全精力を傾けてまいります。

私としては、目下、こうした諸課題に全力を挙げて取り組むことしか考えておらず、退陣などは、現在のところ全く念頭にはありません。

雇用不安の解消に関するお尋ねであります。

政府がこれまでに取り組んできた大胆かつ迅速な政策運営により景気は最悪期を脱しましたが、失業率が高水準で推移するなど、雇用情勢は依然として厳しい状況を脱しておりません。また、我

が国の発展を支えてきた経済社会システムが、内外の厳しい経済変化によって従来のよくな役割を果たせなくなってきたおりまして、これらが国民

す。

こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せる

こと

のいわゆる中途採用については、選考により行

われているところであります。年齢による制限は

ともに、「二十一世紀を先取りした経済構造改革に

ともに、

大胆に取り組んでいるところであります。

また、中長期的には、経済社会の変化が一層進

展し、失業率が高まりするおそれがあることか

ら、セーフティーネットを充実する必要があり、

新たなセーフティーネットの一環として、離職を

余儀なくされる労働者の円滑な再就職を促進する

などの仕組みを設ける雇用対策等改正法案を御

提案申し上げました。こうした措置により、国民の雇用不安の払拭に努めてまいりたいと考えてお

ります。

我が国の雇用慣行の将来ビジョンについてお尋ねであります。

我が國の雇用慣行の将来ビジョンについてお尋ねであります。

我が國の雇用慣行の

技能検定制度やビジネスキャリア制度が果たしてきた機能の評価についてのお尋ねでございました。

技能検定は、現在、建設、製造系職種を中心

百三十三職種について実施をし、検定に合格した者が累計で約二百五十万人となっております。また、ビジネスキャリア制度は、ホワイトカラー職種にかかる能力を認定する制度として十分野を設定、実施し、修了認定試験の合格者は累計で約三万人となっているところであります。

これらの制度は、労働者の職業能力開発の目標として定着し、一定の機能を果たしてきましたと見ております。しかしながら、近年における技術革新や産業構造の変化に伴い、労働者に求められる職業能力が急速に変化する中で、これらの制度を見直すことが必要となっておることも事実でございます。このため、今回の法律案において、技能検定制度を見直し、民間のノウハウを活用して、実践的な職業能力を適正に評価するためのシステムの整備を積極的に進めることいたしております。

職業能力評価の今後のあり方についてのお尋ねでございます。

技術革新、産業構造の変化に対応し、円滑な再就職の促進に資する適切な職業能力評価システムを確立、普及するためには、業界団体等の民間機関が主体となった制度整備が必要であると考えております。

しかしながら、すべてを民間に任せると職業能力評価制度が乱立し、労働者や企業のは、職業能力評価制度が混亂により労働者の円滑な再就職に影響を与えるおそれがあることなどから、国が業種間、職種間で共通の横断的な職業能力評価の仕組みを提供する役割を果たしていくことが必要であると考えております。

このため、今回の改正によりまして、技能検定試験に関する業務の民間機関への委託について、国が技能や知識の水準の統一的、横断的な基準を

定めた上で、試験科目の設定を含む全部委託方式を導入することとしており、幅広い職種について、技術革新等に対応した能力評価制度の整備を図ってまいりたいと考えております。

最後に、KSDの問題をお聞きいただきました。

KSDをめぐる調査結果につきましてのお尋ねでございますが、今回の調査では、すべての対象者について、その氏名、役職及び個人別の調査の内容をともに明らかにしたところでございましたので、「これらをいただければと思います。国民に不信の念を抱かれているような事態を招いたことはまことに遺憾であり、厚生労働行政を預かる大臣として、深くおわびを申し上げる次第でございます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 都築謙君。

(都築謙君登壇)

○都築謙君 私は、自由党を代表して、ただいま議題となりました雇用対策法等の一部を改正する等の法律案に関して質問をいたします。(拍手)

初めに、世界同時株安が大きく報道される中で、既に影が薄くなつた印象が否めませんが、森総理大臣は、三月十日の自民党五役会議において、次いで自民党大会において、自民党総裁選挙を前倒しする意向を表明され、これは事實上の退陣表明であると報道されております。じきにおやめになる総理大臣に御質問しても、今までに増して、責任のある御答弁をいただくことはできないのかなとも存じますが、実際のところ、平成十三年度予算案と予算関連法案が成立した後も本当に総理大臣を続けるおつもりがあるのか否か、ま

ず明確にお示しをいただきたいのであります。(拍手)

さて、雇用情勢は一向に回復いたしません。総務省が三月一日に発表した一月の労働力調査によれば、完全失業率は四・九%で、比較し得る中で戦後最悪を記録しております。この三月の高卒、

大卒の就職内定率は、いまだに七割から八割にとどまっており、四月には、学卒失業者として一層深刻な状況が予想されます。これは政治の責任であります。

自民、公明、保守の与党三党は、昨年の総選挙の共通公約で、一年間に五十万人の雇用創出を挙げられました。我々は、助成金中心の小手先の政策ではとても大幅な雇用の創出にはつながらない

かであり、官僚の起案した政策をそのまま進めるだけという小手先だけの対応を繰り返してきた政治の貧困が、過去最悪の失業率という今日の雇用情勢をもたらし、三百二十万人にもなんなんとする失業者をちまたにあふれさせているのであります。

公約が実現できなかつたことについて、与党三党は、みずから不明を恥じ、国民の前に謝罪すべきであります。一体、森総理はこの責任をどのように感じておられるのか、まずお聞かせ願いたいのであります。

我が国においては、あらゆる制度、仕組みが護送船団方式で運営されてまいりました。政治家と官僚、業界団体がもたれ合い、なれ合つて、経済規制や補助金や公共事業の配分という利権を与える見返りに、金と票で政権が支えられるという手法を繰り返してまいりました。多くが何らかの形で既得権を与えられ、なかなかそれを維持していさえすれば、痛みを伴う改革を行つことがなくとも済んだ時代がありました。

雇用慣行の面でも例外ではありません。いわゆる日本型雇用慣行により、新卒者は一齊に採用され、定年まで雇用が保障され、年功序列で賃金が上がっていく、この形態は、労使一体の企業別組合によって支えられてきたのであります。

しかし、今日、雇用を取り巻く環境は大きく変化しております。国際競争、技術革新、情報化、合によつて支えられてきたのであります。

消費者の価値観の多様化、少子高齢化、就業者意識の変化などに伴つて雇用形態もさま変わりしつつあります。パート労働者は雇用労働者の二割を超えて、ふえ続けております。定職につかない若者が急増し、フリーターと言われる若者は二百万人と言われております。勤務形態においても、勤務時間を弾力的に設定するフレックスタイム制を採用する企業や、年齢ではなく成果や能力を重視して賃金を支給する企業がふえております。企業を襲う国際競争の荒波や急速に広がるIT化は、これまでの雇用のあり方の基本的な変更を迫つております。経済構造改革が不十分であることは明らかであります。

かであり、官僚の起案した政策をそのまま進めるだけという小手先だけの対応を繰り返してきた政

策ではとても大幅な雇用の創出にはつながらない

かであり、官僚の起案した政策をそのまま進めるだけという小手先だけの対応を繰り返してきた政

策ではとても大幅な雇用の創出にはつながらない

かであり、官僚の起案した政策をそのまま進めるだけという小手先だけの対応を繰り返してきた政

策ではとても大幅な雇用の創出にはつながらない

かであり、官僚の起案した政策をそのまま進めるだけという小手先だけの対応を繰り返してきた政

策ではとても大幅な雇用の創出にはつながらない

かであり、官僚の起案した政策をそのまま進めるだけという小手先だけの対応を繰り返してきた政

間の自由な活力を引き出す規制撤廃、社会保障や雇用の将来ビジョンを明確にした上で、それを実現していくための改革、高級官僚のキャリア組の大半が五十代前半で退職して特殊法人や公益法人に天下る早期退職の慣行の打破、また、補助金の地方一括交付、許認可の大幅削減など、国、地方あわせた行政改革、そして、これらの改革の前提となる、官僚主導から政治が主導して政策を立案大胆な構造改革に今取り組まなければならないと考えますが、この点について総理の御所見を承りたいのであります。

大胆な構造改革の一環として位置づけられるべきは、我が国の雇用戦略であります。

世界には、明確な雇用戦略を示し、実現している国があります。オランダでは、雇用改革と社会保険改革を連携させて、労働時間が短くても年金が受給できるような仕組みで、パートタイマーの雇用をふやし、失業率を一〇〇%台から三%以下に改善させたと言われます。アメリカでは、クリントン大統領が、情報化社会に向けた人員と資本の集中投資により、一九九三年から六年間で雇用者数を二千万人増加させたと言われます。

これに対しても、我が国に政府が全体として中長期的に取り組む総合的な雇用戦略があるのであります。

残業手当を当てにしなくとも豊かに暮らせる社会、定年後も健康で働く意欲のある限り働ける社会、多様な年齢層の活用により企業が競争力を維持していくことができる社会、勤務形態に縛られないでも正社員でいられる社会、労働時間の長短ではなく仕事の質で評価される社会、老後生活の安心を保障するために雇用と年金が連携した社会、生きがいを持った仕事が見つけられるように子供のころから自己実現を大切にする社会、このような社会を目指しつつ、構造改革を前提とした雇用の将来ビジョンと具体的な目標を掲げ、それを実現する方策を明らかにする必要があると考え

間の自由な活力を引き出す規制撤廃、社会保障や雇用の将来ビジョンを明確にした上で、それを実現していくための改革、高級官僚のキャリア組の大半が五十代前半で退職して特殊法人や公益法人に天下る早期退職の慣行の打破、また、補助金の地方一括交付、許認可の大幅削減など、国、地方あわせた行政改革、そして、これらの改革の前提となる、官僚主導から政治が主導して政策を立案大胆な構造改革に今取り組まなければならないと考えますが、この点について総理の御所見を承りたいのであります。

ます。

次に、法案の具体的な内容について、何点かお伺いいたします。

この法案は、これまでの、高度成長があつて初めて成り立つて、一時的な不況に伴う雇用維持中心の政策から、産業構造の転換を前提に、新産業での雇用創出、成長分野への労働力移動に重点を置いた政策への転換を進めるのをねらいと

ます。その意味では、特定不況業種雇用安定法を廃止することはむしろ当然であると考え

ます。

個人の主体的な能力開発を促進しつつ、円滑な労働移動を可能とすることが不可欠であります。

今回の法案は、こうした考え方立って、現行の雇用対策の総合的な見直しを行い、離職を余儀なくされる労働者に対する在職中からの計画的な再就職支援の促進、個人の主体的な能力開発の促進等を図るためのものと位置づけております。

雇用の確保のためには総合的な構造改革が必要ではないかとのお尋ねがありました。

御指摘のとおり、私としても、雇用の確保は経済社会全体の構造改革の中で考えるべきものであり、こうした構造改革によって、時代の変化に合わせた仕組みを一つ一つ見直し、我が国が力強く発展できる新たな仕組みをつくり上げいくことが不可欠であると認識いたしております。

具体的に申し上げれば、経済面での構造改革については、IT革命の推進を柱としつつ、我が国経済の潜在力を引き出すための各般の規制改革や新産業の育成等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

財政構造改革につきましては、まずは、足元の景気を自律的回復軌道に乗せることに重点を置きつつも、平成十三年度予算において、公共事業の見直し、省庁再編による施策の融合化、効率化などの努力によって国债の新規発行額を削減するなどの準備を進めてきたところであります。今後、さらに本格的な議論を進めたいと考えております。

さらに、行政改革につきましては、国民本位の行政の実現を目指して、本年一月に新たなる府省体制を発足させたところであります。引き続き、昨年末決定されました行政改革大綱に沿って、特殊法人改革、公益法人改革、公務員制度改革に急に取り組んでいくこととしております。

また、御指摘の、政治主導による政策決定を目指す政治改革につきましては、まさに今回の中央省庁再編の大きな目的の一つであり、内閣の機能強化や副大臣、政務官制度の導入等により、政治

が強力なりーグーシップを發揮し得るようなシステムの確立を目指していくこととしたしております。

かねてから私が提唱してまいりました日本新生は、まさにこうした我が国経済社会全体の構造改革を目指すものであり、今申し上げた分野にとどまることなく、今後とも抜本的な構造改革に取り組んでまいる決意であります。

構造改革を前提とした雇用の将来ビジョンを明

らかにすべきとのお尋ねがございました。

今後、中長期的な産業構造の変化や労働力人口の減少など経済社会の変化が進む中で、意欲と能効がある限り、年齢や性別にかかわりなく主体的に働き方を選択しつつ働くことができる社会、労働を通じて社会貢献と自己実現が両立できるようになります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

〔國務大臣片山虎之助君登壇〕

○國務大臣(片山虎之助君) 地域雇用開発等促進法の運用についてのお尋ねがございました。

お話しのように、今回の改正は、これまでの国

が地域指定を行うという方式を、都道府県が自動的に計画を作成して国が同意するという方式に改めたものであります。このことにより、地方団体の主体性や自主性を生かしながら、国と地方公共団体の連携による地域の実情に即した地域雇用開発等促進法が促進されるものと考へております。

労働時間の短縮についてのお尋ねがございました。

以上であります。(拍手)

〔國務大臣坂口力君登壇〕

○國務大臣(坂口力君) 新たな施策の有効性についてのお尋ねがございました。

新たな施策といたしましては、在職中からの計画的な再就職支援の促進、それから、労働者の募集、採用時の年齢制限緩和に向けた取り組みの促進、個人の主体的な能力開発の促進などを柱として、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の実現を図ろうとするものであります。経済構造改革への果敢な取り組みと相まって、新産業や成長分野への円滑な労働移動に資するものになっていると考えているところでございます。

新たな再就職支援についてのお尋ねがございました。

国会に提出しているところでございます。

サービス残業の解消につきましては、今後、使用者が労働者の労働時間を適正に把握する責務があることを改めて明確にし、事業主が労働時間の把握のために講すべき措置として、タイムカード等を示した通達を発しまして、この通達の周知及び遵守のための適切な指導を行うこととしたおられます。(ここにはもう少し英知を集めが必要があると考えているところでございます)。

厚生労働省といたしましては、豊かでゆとりある労働者生活の実現に向けて、引き続き労働時間の短縮に取り組んでまいりたいと考えます。

最後に、地域雇用開発等促進法の運用についてお尋ねでございました。

ただいま総務大臣からも御答弁がございましたが、国が指定する方式から都道府県が定める計画を国が同意する方式に改めることにより、地域の自主性や創意工夫を生かしつつ、地域の実情に即した地域雇用開発が促進されるものと考えている次第でございました。

お尋ねでございました。

ただいま総務大臣からも御答弁がございましたが、国が指定する方式から都道府県が定める計画を国が同意する方式に改めることにより、地域の実情に即した地域雇用開発が促進されるものと考えている次第でございました。

お尋ねでございました。

総理、あなたは、このよきな深刻な雇用失業状況を生み出した政府の責任についてどう考えていられるのですか。答弁を求めます。(拍手)

今、我が国の大企業、大銀行では、企業の合併、分割等をてこに、人減らしが吹き荒れています。大企業のリストラ計画を見ると、日産自動車の二万一千人、三菱自動車の九千五百人、最も企業利益を上げているNTTでさえ二万七千五百人です。こうした人減らし合理化に加え、正規社員が大量に不安定雇用労働者に置きかえられています。その結果、今日、我が国では、パート労働者は一千万人をはるかに超え、派遣労働者も百万人を超えるに至っています。膨大な失業予備軍が生まれていると言わざるを得ません。

こうした大企業のリストラ、人減らし合理化に対し、政府は、産業再生法や会社分割法などを制定し、これを支援、推進してきたのではありませんか。これが今日の深刻な雇用失業情勢を招いた根本的原因ではありませんか。答弁を求めます。

今日、長期の不況にあえぐ国民の最大の要求は、失業の防止、雇用の安定、そして拡大にあります。

ところが、総理、あなたは、昨年十二月二十六日の記者会見で、今日の高失業率はやむを得ないと述べ、さらに、今国会の冒頭、施政方針演説では、失業の防止、雇用の安定、そして拡大にあります。

総理の言つた滑らかな労働移動の実現で、今日の深刻な失業を減らし、雇用を安定させ、さらに雇用を拡大することができると本当に考えていました。

総理の言つた滑らかな労働移動の実現で、今日の深刻な失業を減らし、雇用を安定させ、さらに雇用を拡大することができると本当に考えていました。

今、国がやるべき雇用対策の基本は三つであります。

その第一は、リストラや解雇を規制するルール

を確立して、雇用の安定を図ることであります。今日は失業の最大の原因是、企業の身勝手なりストラ、人減らしにあります。全労連の調査では、この九六年から九八年の三年間だけで三百七十万人の雇用の削減が行われました。その多くが、解雇権の乱用や退職の強要などによるものであります。

今、政府に求められているのは、整理解雇の四要件や、転籍、出向の本人同意など、判例法理を用いて制度化することではありませんか。坂口厚生労働大臣の答弁を求めていきます。

第一は、悪質な企業犯罪であるサービス残業を根絶して、雇用をやすめとあります。

EUでは、労働時間に関する指令が出され、本格的に労働時間短縮と雇用の拡大が進んでいます。

第二は、悪質な企業犯罪であるサービス残業を根絶して、雇用をやすめとあります。

第三は、悪質な企業犯罪であるサービス残業を根絶して、雇用をやすめとあります。

第四は、悪質な企業犯罪であるサービス残業を根絶して、雇用をやすめとあります。

対策が求められているのではありませんか。

長野県では、新しい知事のもとで、荒廃した公有林の造林など、環境整備と担い手づくりを結びつけた県独自の対策を進め、この分野だけでも、臨時の雇用を含め二千人を超える雇用をつくり出しています。

政府としても、国民生活に不可欠な教育、保育、介護、医療、防災、環境保全などの分野で、

人手不足の解消を図るために、速やかに公的雇用の創出をすべきではありませんか。

ところが、政府は、行革リストラの名のもと

に、国家公務員総数の一五%削減を目指すとしています。これでは、ますます雇用情勢を悪化させてしまうばかりではないですか。総理の答弁を求めていきます。

また、現在実施されている緊急地域雇用特別交付金事業を今年度で終わらせるのではなく、継続し、予算も大幅増額すべきではありませんか。厚生労働大臣の答弁を求めていきます。

次に、青年の雇用対策についてお聞きします。

現状はまことに深刻であります。二十五歳まで

の青年の完全失業率は九%、総数で七十万人を超えています。本年四月には、未就職学生が加わり、さらに悪化すると見られています。女子学生に対する就職差別問題も解決されておりません。

現在働いている青年労働者も、五人に一人、百五十万人が、フリーターと言われる身分保障のない不安定労働を余儀なくされているのです。

二十一世紀の日本を背負う青年たちが働きたいのに働けない社会とは、一体どういう社会でしょうか。

青年の雇用対策は、日本の将来を左右する重大問題であり、放置できない緊急重要な政治

課題ではありませんか。

現行の雇用対策法は、第一条で、雇用対策の目

的を「完全雇用の達成」に置いています。ところ

が、今回の改正法案では、新たに第三条が追加さ

れ、雇用対策の基本的理念として、「円滑な再就

職の促進」が盛り込まれました。本改正法案は、

特定不況業種臨時措置法や高年齢者雇用安定法に

あった、企業の人減らし合理化、再就職支援活動

に対する国からの財政措置を拡大、一般化するも

のです。

現に、大企業、大銀行が大規模な人減らし、リ

ストラを進めていくことで、それを規制すること

なしに、再就職の促進のかけ声のもと、雇用の流

動化だけを促進すれば、結果として、失業者を減らすことどころか、逆に、増大させることになってしま

うのではありませんか。総理の答弁を求めていきます。

日経連は、九五年、新時代の日本の経営のあり

方を発表し、労働力の流動化の名のもとに大リス

ト、人減らし合理化を推し進めてきました。今

回の改正法案は、このような財界のリストラ推進

を、法制度の面から、財政の面から後押しするた

めのものではありませんか。厚生労働大臣の答弁を求めていきます。

政府は、本改正法に、募集や採用について、年

齢によって差別ではなくとの努力義務規定

を置き、これを改正の目玉にしています。年齢によ

る雇用差別があつてはならないことは当然のこと

で、二十九万人の雇用が創出されました。さらに

ドイツでは、若年失業者削減のための緊急プログラムで、二十七万人の青年が登録され、十万人の

就労が実現しています。

このようないくつかの国で、我が国でも本格的な青年雇用対策に踏み出すべきです。それができ

ないような政府では青年に希望を与えることはできません。

次に、雇用対策法等の改正案についてお聞きします。

このようないくつかの国で、我が国でも本格的な青年雇用対策に踏み出すべきです。それができ

ないような政府では青年に希望を与えることはできません。

このようないくつかの国で、我が国でも本格的な青年雇用対策に踏

とであります。しかし、現状は、政府の外郭団体の労働研究機構の調査でも、募集年齢の上限は全業種平均で三十七・三歳となっていします。要するに、四十歳以上は募集も採用もほとんどないのが現実なのです。このような状況のもとで、単なる努力義務規定で、中高年労働者の再就職を促進する実効性が上がるとは考えですか。厚生労働大臣にお聞きします。

二十一世紀の日本社会は、高齢化が一層進んでいます。高齢者雇用の現状も極めて深刻です。これを打開し、高齢者の雇用を促進していくためには、アメリカの年齢差別禁止法にあるように、募集、採用における年齢の差別を許さない、実効ある措置をとるべきではありませんか。坂口厚生労働大臣の答弁を求めます。

今日の我が国の深刻な雇用失業問題を本当に打開するためには、これまで政府がとつてきた、大企業、大銀行の人減らし合理化への追随と支援の姿勢を根本的に転換し、大企業の身勝手な解雇を規制し、労働時間短縮とサービス残業の根絶による雇用の拡大、公的雇用の創出が急務です。日本共産党は、そのために全力を尽くす決意です。

最後に、政権を担当する資格も能力もない森内閣には、雇用失業問題でも、国民の期待にこたえられないことは明らかです。速やかな退陣を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

かになるなど、いわば踊り場的な状況にあります。す。
こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることが最重要課題として取り組んでまいる所存であります。

ること、労働者の募集、採用について、事業主は雇用慣行との調和に留意しつつ年齢にかかるわりなく均等な機会を与えるよう努めることとする等を盛り込んでいるところであり、現下の厳しい雇用失業情勢の改善に資するものと考えます。

このため、若年の雇用対策については、できる限り希望に即した雇用の場を確保するという視点に立って、全国のハローワーク等が学校との連携を密にしつつ、的確な就職支援を講ずるとともに、都市部を中心に増加しつつあるフリーターに対しては、マンツーマンでの職業相談や指導を行

雇用対策におきましても、昨年五月に策定したミスマッチ解消を重点とする緊急雇用対策を例にとれば、一年間に三十五万人程度の雇用就業機会の増大の現実化を図ることとしており、この対策に基づき、これまで一定の下支え効果を上げているところであります。

今後とも、新規産業の育成により雇用機会の創

また、新規産業の育成により雇用機会の創出を図るとともに、職業能力開発を通じ需給のミスマッチ解消に取り組むことにより、雇用の安定を図つてまいりたいと考えております。

うなど積極的に対処してまいります。
リストラの規制を欠いたまま雇用の流動化が進
むことによる失業の増大の懸念についてのお尋ね
がありました。

出を図るとともに、職業能力開発を通じ靈給のミスマッチ解消に積極的に取り組むことにより、雇用の安定を図り、雇用不安の払拭に万全を期してまいります。

産業再生法や会社分割法などが雇用失業情勢を悪化させたのではないかとのお尋ねであります。これらの対策は、経済社会の変化に対応した企

欠な分野におけるサービスの維持向上を図ることと
は確かに重要ですが、そのための雇用対策としては、事業の効率性等の問題にも配慮し、
民間企業の活力を生かしたサービスの供給を視野に置きつつ、的確に対処すべきものと考えております。

かなければならないこととするなど、再就職の援助の仕組みが逆に安易なリストラを促進する」というように配慮しているところであります。こうした措置を通じて、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職を実現することにより、職業生活の全期間を通じての職業の安定に資するものであります。

業の創造的な経済活動と新規産業の創出を促進するためには、実施されていきます。これらは、対策も活用しつつ、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるとともに、経済構造改革を進めていくことが雇用の拡大につながるものと考えます。また、このような構造変化の中で離職を余儀なくされた方々への対応としては、円滑な労働移動

政府としては、十年間で二五%の純減を目指した定員削減に最大限努力することいたしているところであります。政府としては、今後とも、行政のスリム化のさらなる推進の観点から、この方針に従つて定員削減に努めてまいる所存であります。

なお、リストラは、その過程においては痛みを伴うものであります。我が国経済の構造改革を進めしていく上で、セーフティーネットに万全を期することなどにより、乗り越えなければならない課題であります。これにより創造的な企業活動が促進されることを通じて、新規雇用が創出されるものと期待をいたしております。

を実現することが重要と考えており、御審議いた
だいている雇用対策法等改正法案において、円滑

民間が自主性と創意を發揮できる環境を整備することにより、民間活力を最大限に引き出し、雇用

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

な再就職促進対策を提案いたしているところであります。
円滑な労働移動の実現による雇用の安定についてのお尋ねであります。

機会の創出を図ることが今後の雇用の安定にも必要かと考えます。青年の雇用対策についてのお尋ねがありまし
た。

〔國務大臣坂口力君登壇〕
○國務大臣（坂口力君） 整理解雇の四要件等の制度化についてのお尋ねがございました。
解雇につきましては、その理由、態様等は多様

本法案では、雇用をめぐる環境変化に対応して、現行の雇用対策を総合的に見直し、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者についての在職中からの計画的な再就職支援を促進す

我が国の力強い発展は、豊かな個性と創造性を持ち、さまざまな可能性に果敢に挑戦していく人、わけても青少年が存分にその力を發揮できるかどうかにかかっておりま。

であります」とから、いわゆる整理解雇の四要件を必要とするという裁判例の考え方を踏まえまして、具体的な事例に応じ、労使間で十分話し合っていただきべきものと考えております。一律に解雇を

規制するような立法措置は適当ではないと考えております。

また、いわゆる転籍や出向について、裁判例では本人の同意が必要とされており、このことは広く知られているものと考えております。

残業時間の上限規制とサービス残業の解消についてお尋ねがございました。

サービス残業を解消するためには、労働時間が正確に把握されることが必要であります。使用者は、労働時間を適正に管理する義務を負っており、昨年十一月の中央労働基準審議会の建議も踏まえ、個々人の始業終業時刻の把握が的確に行われるよう、使用者が講すべき措置を具体的に示すべく、近々、通達を出すこといたしております。

今後、適正な時間管理が行われるよう指導してまいりますが、同時に、時間外労働を行わせた場合に割り増し賃金を支払わないことは労働基準法違反であり、的確な監督指導を実施いたします。

本事業は、臨時の雇用就業機会の創出を図るために、平成十三年度末までの臨時応急の措置として創設したものであります。その活用を促進してまいりたいと思っております。

改正法案がリストラを後押しするものとなるのではないかという懸念についてのお尋ねがございました。

本法案では、雇用の維持は企業が事業活動を行う場合の大前提との考え方を踏まえ、労働者は、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるよう配慮されるものとするとの基本的理念に係る条文を追加しております。

その上で、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が相当数生ずる場合には、事業主に対しまして、再就職援助計画を作成することを義務づけ、この計画に基づく在職中からの再就

職援助措置を国が支援することといったしておられます。この計画の作成に際しましては、事業主は労働組合等の意見を聞かなければならないこととしく知られています。

年齢制限の問題についてのお尋ねでございます。

厳しい雇用環境に置かれております中高齢者の再就職を促進するため、今回、事業主は、労働者の募集、採用について、年齢にかかわりなく均等な機会を与えるよう努める旨の努力義務規定を創設することとしております。

今後は、この規定に基づき、公共職業安定所が中心となって行う求人年齢制限の緩和の指導を中心積極的に進めますとともに、年齢にかかわりなく働く社会の実現に向けた国民的な機運の醸成を図ることにより、中高年労働者の再就職の促進が実効を上げるように努めてまいりたいと思います。

最後に、募集、採用における年齢差別についてのお尋ねがございました。

厳しい雇用環境に置かれております中高齢者がございました。

本事業は、臨時的な雇用就業機会の創出を図るために、平成十三年度末までの臨時応急の措置として創設したものであります。その活用を促進してまいりたいと思っております。

改正法案がリストラを後押しするものとなるのではないかという懸念についてのお尋ねがございました。

本法案では、雇用の維持は企業が事業活動を行う場合の大前提との考え方を踏まえ、労働者は、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるよう配慮されるものとするとの基本的理念に係る条文を追加しております。

その上で、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者が相当数生ずる場合には、事業主に対しまして、再就職援助計画を作成することを義務づけ、この計画に基づく在職中からの再就

○副議長(渡部恒三君) 中川智子君。

(中川智子君登壇)

○中川智子君 社会民主党・市民連合の中川智子です。

私は、ただいま議題となりました再就職促進雇用対策法等の一部を改正する法律案に対しまして、総理及び坂口厚生労働大臣に御質問をいたします。(拍手)

人間だれしも、幸せに生きていきたいと願っています。まして、みずからがみずから命を絶つ、その自殺が本当にふえていています。苦しみ悩み続けた結果、みずから命を絶つようなことがますますふえていく社会を、私たちは決してつくつてならないと思っています。

でも、その自殺の原因が経済生活苦、その原因が大変ふえています。電車に乗っていても、人身事故によつてしまはらく電車がとまることが、本当に週に一回ぐらいあるのです。それはほとんどが自殺です。

警察庁の統計によると、平成九年の自殺者二万四千三百九十一人のうち、生活苦が原因とされる人が三千五百五十六人、平成十年では、全体が三万三千八百六十三人にふえて、やはり生活苦が六千五十八人、十一年度は、三万三千四百八人のうち、生活苦は何と六千七百五十八人にも上っています。昨年はもつとふえています。

総理、私たち政治家の仕事は死にたくなるような社会をつくるのではなく、希望を持って生きていきた社会をつくるのが仕事です。あなたは希望を絶望に変えてしましました。その経済政策の失敗の責任をどのようにお考えでしょうか。そしてまた、失業率悪化の責任に対してどのようにお考えですか。明確にお答え願います。

アーティカの年齢差別禁止法にありますような、募集、採用における年齢差別を法律で禁止することにつきましては、我が国の雇用慣行にもかかわる大きな問題でありますことから、国民各層の参加を得て開催する有識者会議において幅広く議論をしていただくことも含め、社会全体の合意を形成していくところだと思います。(拍手)

本改正の意義は、労働者の幅広いキャリア形成を最重視するとともに、失業なき労働移動に対する支援策の整備こそ大切だと言えます。それだけに、単に労働力需要調整機能の強化や移動

前後の助成強化にとどまらず、その大前提として、雇用にかかるセーフティーネットの拡充が不可欠です。

とりわけ、円滑な労働移動実現のための対策と

して打ち出された計画的な再就職援助について

は、安易な解雇の横行をいかに防ぐかが問われて

います。解雇回避の努力を十分行つた上で、か

つ、人員削減が避けられない場合にだけの労働移

動支援策であることをそのために明確にする必要

があると思いますし、その点をしっかりと法令に

明文化することが大事だと思います。大臣の御答

弁を求めます。

改正案には、労働組合等の意見聴取が必要とされていますが、これだけでは労働者の意見が十分に反映される仕組みが担保されることは思えません。

実は、私も二十四年前、オイルショック後の構造不況の中で、五百人余りの従業者を百人に削減する、厳しい職場に身を置きました。真っ先にパートが、そして、女性が首を切られていきます。それから、労働者が働けなくなるような状況をじわじわとつづいていきます。そのときに労働組合さえも、企業の倒産を防ぐために、労働者の声を聞く力を持てませんでした。労働組合も会社も、だれも頼りにならないときには、労働者一人一人のきっちりしたその解雇に至る経過、そしてまた、その後の善後策をこの法案の中に盛り込んでもらいたいと思います。

本当に悲しい、厳しい現実は、社長も涙し、やめていく者も涙します。だれもがつらい、そのことは身を置いた者でなければわからないと私はつくづく思います。その人の気持ちをしっかりとかつてください。

労働者の主体的なキャリア形成を支援していくことは、とても重要なことだと認識しています。しかし、事業主が担うべきことは、恒常的なキャリア形成への能力開発援助だと考えます。労働者が初めてパソコンをさわられてからかな

りの月日が流れましたが、どの程度、技能を身につけられましたでしょうか。年をとればとるほど、技能を身につけるのはつらいし、困難です。

事業主が担うべき能力開発の責任が労働者に転嫁されるおそれはなきにしもあらずです。国と雇用主が連携し、日常的な援助体制が必要だと考えます

が、いかがでしょうか。

また、当然のことながら、幾ら流動化が進もうと、企業が必要とする労働力を外部調達に頼ることを主としてはいけないのは当然のことです。日本経済が優位性を保ってきた原動力とも言える日本型長期雇用慣行、それにおける熟練、キャリア

形成の果たす役割は引き続き中核的なものとして位置づけられるべきだと考えますが、その御認識について伺います。

これまで述べたように、労働者の権利を保護した上で労働市場活性化が労働力需給のミスマッチを解消するための重要な一つになることは、私も否定しません。ただし、それはあくまで、機会均等の確保、差別禁止が明確に貫かれることを前提としています。せっかくの再就職が、

能力開発支援策なども、求人側の年齢制限がある限り、ハローワークの入り口でそれらのものはこっぱみじんに吹き飛んでしまうのです。四十代からの男性の自殺者がふえているのも、就職した

くても面接までたどり着けない現実があるからです。

今回の政府案は、やっと求人の年齢差別禁止が努力義務のみとして盛り込まれたにすぎません。年齢制限をされて、そして面接にも受けない情け

ず、避難生活は長期になるだろうと言われています。三千七百九十七人、今、生活の不安をいっぱい抱えて暮らしています。雇用保険も切れました。また、義援金など支援金も底がついたと聞いています。このままでは、捨てられた民となることは必至です。

阪神・淡路大震災も、一年目より二年目よりも三年目……

○副議長(渡部恒三君) 中川智子君、申し合わせ

ています。このままでは、捨てられた民となることはできないでしょう。

言いました。社員が一度市場にはうり出されるの

連携が大事ではないでしょうか。山一証券の社長

が、泣きながら、社員をどこか雇つてください

なつらいでしょう。そのことをしっかりとわかっ

て、この法案に、単に努力義務だけではなく、

しっかりととした裏打ちを私は望みます。

次いで、大臣にぜひ提案したいことがございま

す。労働者が主体となる仕事與しの支援体制で

EUでは、雇用関係のない、みんなが一体となって働く協同労働があります。働く者が出資もし、維持管理とともにを行う働き方です。生産分野やサービス分野でのワーカーズコープなどの協同労働に対し、体系的な法制や助成制度の確立に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思うのです

が、決意をお聞かせください。

失業なき労働移動を掲げた本改正案は、結局のところ、多少お化粧をして、お色直しをして、あなたの大努力で勝手に頑張ってと、ほうり投げてしまうもののような気がしてならないのは私だけでしょうか。

つい先週も、私は飯田橋のハローワークに行つてまいりました。職を求めて必死の思いでパソコンの画面に向き合っている人々でいっぱいでした。とてもその場で声をかけられる状況ではありませんでしたので、入り口のところで立って、聞いてみました。肩を落としながら出てくる人が、日々におっしゃっていました。一度リストラされたら、無用の人材としての烙印を押されてしまふ、そしてまた、そのことによって再就職がとても困難だとおっしゃっていました。そして、どの企業でも即戦力を求めていて、多少勉強しただけではとてもその企業の要求にこたえられないともおっしゃっていました。

大臣、企業が大変な状況にあるのはわかります。でも、企業は人材を育てる役目も負っているのではないかでしょうか。安易にリストラしないのはもちろんですが、リストラせざるを得ない企業と需要のある企業が協力体制を持つて、企業間の連携が大事ではないでしょうか。山一証券の社長

は三千七百九十七人、今、生活の不安をいっぱい抱えて暮らしています。雇用保険も切れました。また、義援金など支援金も底がついたと聞いています。このままでは、捨てられた民となることは必至です。

○副議長(渡部恒三君) 中川智子君、申し合わせ

ています。このままでは、捨てられた民となることはできないでしょう。

言いました。社員が一度市場にはうり出されるの

連携が大事ではないでしょうか。山一証券の社長

が、泣きながら、社員をどこか雇つてください

なつらいでしょう。そのことをしっかりとわかっ

て、この法案に、単に努力義務だけではなく、

しっかりととした裏打ちを私は望みます。

次いで、大臣にぜひ提案したいことがございま

す。労働者が主体となる仕事與しの支援体制で

言いますが、あなたは某新聞社に、自分だけ入社試験に白紙答案を出して入社したと、堂々と御自分の著書で書かれておられます。でも、ほとんど人はコネなどないんです。必死に就職活動をしているんです。この現状をわかってください。

(拍手)

総理に伺います。

失業の人々が三百万人以上です。この状況を打

破するには、企業努力のみに頼れなくなっているのが現実です。故小渕總理が百万人の雇用創出を提唱なさいました。あの百万人の雇用創出は、今どうなっているでしょうか。

今国会に提出した、三千人学級の実現による教職員の拡大をぜひともお願いします。また、環境分野の人材の確保、そしてまた福祉面でのマンパワーの充実、ここに国が積極的に雇用創出を今こそ断行すべきではないでしょうか。御答弁をお願いいたします。

本日最後に、ぜひともお願いしたいのですが、大規模災害の被災者の雇用問題、就職の困難について、総理にわかつていただきたいのです。特に三宅村の村民支援に対しても伺います。

三宅村の全島民が避難して半年がたちました。専門家によると、島にはいつ帰れるか予測がつかず、避難生活は長期になるだろうと言われています。

三千七百九十七人、今、生活の不安をいっぱい抱えて暮らしています。雇用保険も切れました。

また、義援金など支援金も底がついたと聞いています。このままでは、捨てられた民となることは必至です。

阪神・淡路大震災も、一年目より二年目、二年目よりも三年目……

○副議長(渡部恒三君) 中川智子君、申し合わせ

ています。このままでは、捨てられた民となることは

できないでしょう。

言いました。社員が一度市場にはうり出されるの

連携が大事ではないでしょうか。山一証券の社長

が、泣きながら、社員をどこか雇つてください

なつらいでしょう。そのことをしっかりとわかっ

て、この法案に、単に努力義務だけではなく、

しっかりととした裏打ちを私は望みます。

次いで、大臣にぜひ提案したいことがございま

す。労働者が主体となる仕事與しの支援体制で

たと聞いていますが、自治体からの要請を待つのではなく、国が支援策を打ち出してください。この日本のかけがえのない一人一人の国民です。どうか、命を守ってください。

政治のよしあしが日本の未来を左右することは自明の理です。政治の混迷が国民のあしたに暗い影を落としているのは明らかです。どうか、总理、人間引き際が肝心です。終わりよければすべてよしとなるには、あなたの失敗は余りにも重く、問題が多過ぎました。でも、あなたがその席に座っている時間が一分でも一秒でも、少なれば少ないほど事態は好転するのです。

即刻退陣を求めて、私の質問を終わります。

ただいま直ちに求めて、内閣の総辞職を(拍手)内閣総理大臣森喜朗君登壇)失業率の悪化等、我が国の経済社会の現状に対する責任についてお尋ねがありました。

我が国経済は、平成十年秋には、デフレスペイラー陷入のではないかとの懸念がありました。しかししながら、政府がこれまで取り組んでまいりました迅速な政策運営によりまして、一定の下支え効果もあって、こうした危機を乗り越えてまいりました。

こうした中で、設備、雇用、債務のいわゆる三つの過剰という問題についても、総じて見れば、解消の方向に向かいつつあると考えております。

ただ、個人消費はおおむね横ばいであり、失業率は高水準で推移するなど、景気は厳しい状況を脱しておりません。また、景気の改善のテンポが緩やかになるなど、いわば踊り場的な状況にあります。

こうした中で、引き続き、景気に軸足を置いて、経済を一日も早く本格的な回復軌道に乗せることが最重要課題として取り組んでまいる所存であります。

また、我が国経済の発展を支えてきた経済社会

システムが、内外の厳しい情勢変化により、従来ののような役割を果たせなくなっていることから、多くの国民が経済社会の閉塞感を感じていることがあります。

しかしながら、私は、こうした時代の新たな変化を、日本の発展システムに対する危機としてでもっといと思える国家をつくっていきたいと考えております。そのため、日本の経済社会全体の構造改革に全力で取り組んでいるところであります。

今回の法案を提案した背景についてのお尋ねです。

私は、我が国には大きな潜在力があると考えており、規制改革を初めとする経済構造改革を進めるとともに、我が国の産業競争力を向上させるための措置を強力に推進し、活力にあふれる経済社会を確実なものとしていく考えであります。

今回の法案は、このような観点に立ちつつ、離職を余儀なくされる労働者に対する在職中からの支援として、都営住宅等の無償提供や生活必需品などの給付、被災者生活再建支援金の支給などの対策を講じるとともに、就労対策として、雇用相談窓口における就職先の紹介や事業者に対する低利融資の実施等の対策を実施しているところであります。

今後は、事態の長期化を踏まえ、被災者の方々の生活支援のために、国としてさらにどのような対策が可能かについて、阪神・淡路大震災の際に講じられたさまざまな措置等も参考にしつつ、東京都・三宅村とともに、緊密な連携を図りながら検討し、政府一丸となってできる限りの対策を行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○國務大臣(坂口力君)

最初に、失業なき労働移動についてのお尋ねがございました。

労働移動が増加し、失業率の高まりが懸念さ

れますことから、今回の雇用対策法の改正案におきまして、離職を余儀なくされる労働者の在職中

九百人の教職員定数の改善を実施することとした

ております。

今後とも、IT、医療、福祉などの成長分野を中心に、新規産業の育成により雇用機会の創出に努めてまいります。

三宅村の村民の方々への生活支援についてお尋ねがありました。

私も、三月三日、三宅島に渡り、泥流被害の実態等を観察してきたところであります。依然として活発な火山活動が継続し、火山ガスの放出は今後も続くと考えられる状況にあります。

このようない状況において、長期にわたる避難を余儀なくされている被災者の方々が、あすへの希望を持って毎日を生きてできるような対策を講じる

ことが最も重要であると認識しております。

このため、被災者の方々の生活安定化のための支援として、都営住宅等の無償提供や生活必需品などの給付、被災者生活再建支援金の支給などの対策を講じるとともに、就労対策として、雇用相

談窓口における就職先の紹介や事業者に対する低利融資の実施等の対策を実施しているところであります。

今後は、事態の長期化を踏まえ、被災者の方々の生活支援のために、国としてさらにどのような対策が可能かについて、阪神・淡路大震災の際に講じられたさまざまな措置等も参考にしつつ、東京都・三宅村とともに、緊密な連携を図りながら検討し、政府一丸となってできる限りの対策を行ってまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇)

○國務大臣(坂口力君)

最初に、失業なき労働移動についてのお尋ねがございました。

労働者が、企業内を含め、技術革新、職務内容の変化等に対応するためには、労働者の主体的なキャリア形成の支援が重要であると考えております。

このため、改正法案におきましては、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発の促進を事業主の責務とするとともに、具体的な措置として、事業主が必要に応じ、労働者に対する情報提供、相談等の援助や配慮等についての配慮を行うこととしているところでございます。

また、国におきましても、雇用・能力開発機構にキャリア形成支援コーナーを設置いたしまし

から計画的な再就職援助の仕組みを設けることとしたわけでございます。

また、再就職援助計画の対象労働者を受け入れた事業主が早期定着のための講習等の費用を負担した場合には、助成の対象となることとしております。

さらに、産業雇用安定センターにおいて、送り出し企業と受け入れ企業の双方に対しまして、出向等による労働力移動に関しての必要な情報の提供、相談を行うこととしているところでございます。

事業主に対する計画的な再就職援助についてのお尋ねでございます。

今般新たに設けます再就職援助の仕組みは、離職を余儀なくされる労働者が生じる場合に、あらかじめ労働組合等の意見を聞いた上で、再就職援助のための計画を作成することを義務づけるものであることを法律上明らかにいたしております。

再就職援助計画の作成に当たっての労働組合等の意見聴取についてのお尋ねでありますが、労働組合等の意見聴取は、再就職援助計画に、離職を余儀なくされるに至る諸事情を踏まえた労働者の意思が反映されるようにするための仕組みでございます。

事業主に対する計画的な再就職援助についてのお尋ねでございます。

今般新たに設けます再就職援助の仕組みは、離職を余儀なくされる労働者が生じる場合に、あらかじめ労働組合等の意見を聞いた上で、再就職援助のための計画を作成することを義務づけるものであることを法律上明らかにいたしております。

再就職援助計画の作成に当たっての労働組合等の意見聴取についてのお尋ねでありますが、労働組合等の意見聴取は、再就職援助計画に、離職を余儀なくされるに至る諸事情を踏まえた労働者の意思が反映されるようにするための仕組みでございます。

キャリア形成支援についてのお尋ねがございました。

労働者が、企業内を含め、技術革新、職務内容の変化等に対応するためには、労働者の主体的なキャリア形成の支援が重要であると考えております。

このため、改正法案におきましては、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力開発の促進を事業主の責務とするとともに、具体的な措置として、事業主が必要に応じ、労働者に対する情

報提供、相談等の援助や配慮等についての配慮を行うこととしているところでございます。

また、国におきましても、雇用・能力開発機構にキャリア形成支援コーナーを設置いたしまし

いわゆるシックハウス症候群については、今後とも、シックハウス対策関係省庁連絡会議等を通じて関係省庁間の連携を図りながら、必要な対策を推進してまいりたい。

平成十三年一月十六日提出
質問 第一四四号

生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に係る支払い業務に関する質問主意書

提出者 平野 博文

生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に係る支払い業務に関する質問主意書

学資保障保険支払い業務停止に係る対策は、緊急を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一 学資保障保険の入学祝金については、被保険者が当該年齢に達した直後の2月1日に支払われることとなっている。現在、第百生命保険会社業務停止に伴い、支払い業務は停止中である。

1 学資保障保険の入学祝金については、その時期、子供の入学金等にあたるべく計画的に積み立てをしてきたものであり、その時期に必要不可欠な費用である。第百生命保険会社業務停止の中であっても、政府として何らかの支援できうる対策を講じる必要性があると考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一四四号

平成十三年三月九日

衆議院議長 総務 民輔殿

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議員平野博文君提出生命保険会社(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に

係る支払い業務に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員平野博文君提出生命保険会社

(第百生命保険相互会社)業務停止に伴う保険契約に係る支払い業務に関する質問に対する答弁書

一の1について

第百生命保険相互会社(以下「第百生命」という)は、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十二号。以下「改正法」といいう)の施行前である平成十二年六月一日に、改正法による改正前の保険業法(平成七年法律第五号。以下「旧保険業法」という。)第二百四十九条の規定に基づき、保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分を受けたことから、その保険契約の移転をする場合の契約条件の変更については、改正附則第十条の規定により、なお從前の例によることとなるところ、第百生命は、平成十三年一月三十一日、旧保険業法第二百五十条第四項の規定に基づき、契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が会議の目的となっている総代会が開かれる旨の公告を行った。同条第五項本文の規定によれば、保険会社は、当該公告の時から、その業務の全部を停止しなければならないこととされているが、同項ただし書きの規定によれば、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、内閣総理大臣が平成十三年一月五日以前は、金融再生委員会が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については停止することを要しないとされているところ、第百生命から、平成十三年三月二日付けで、平成十三年二月一日支払予定であった祝金のある学資保障保険に係る契約者貸付に関する業務を一定の条件下で停止しない旨の申出がなされ、同月五日付けで当該業務を停止しないことについて

必要があると認めたところである。

一 去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鉢呂吉雄君提出農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問に対する答弁書

平成十三年一月八日提出

質問 第一七号

農業者年金制度改正における受給者の負担等に関する質問主意書

提出者 鉢呂 吉雄

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

五 以上の問い合わせ踏まえ、農業者年金の受給者の年金額を九・八パーセント削減することが、財産権の侵害に当たらないとするならば、その根拠は何か。特に、農業者年金の加入要件については、どう考えるか。また、年金額の削減が契約違反とはならないとする場合、その根拠は何か。

六 平成十一年十二月に示された「農業者年金制度改革大綱(案)」では、受給権に係るものについて平均で三割の削減が謳っていたところであるが、この程度の削減は、財産権の侵害に当たらないのか。

七 制度の抜本的改革に伴う所要の調整に係る国庫負担の額はいくらくか。また、新たな制度における政策支援の国庫補助額について、どのように見通しているか。

八 加入者・待期者の年金期待権は、法的にどのように保護されるべきと考えているのか。

九 今後、他の公的年金制度についても既裁定の年金額を削減することがありうるか。

右質問する。

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

内閣衆質一五一第一七号

平成十三年三月十三日

</

は、金錢給付を受ける権利であることから、憲法第二十九条に規定する財産権である。

二及び三について

財産権といえども、公共の福祉を実現しあるには維持するために必要がある場合に法律により制約を加えることが憲法上許されるときがあることは、これまで累次の最高裁判所の判例において示されてきたところである。

これらのうち、昭和五十三年七月十二日最高裁判所大法廷判決(以下「昭和五十三年最高裁判決」という)では、法律でいたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようになされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

既裁定年金額の引下げについて

既裁定年金額の引下げ(以下「昭和五十三年最高裁判決」という)では、法律でいたん定められた財産権の内容を事後の法律で変更しても、それが公共の福祉に適合するようになされたものである限り、これをもって違憲の立法ということができず、その場合、当該変更が公共の福祉に適合するようにされたものであるかどうかは、いたん定められた法律に基づく財産権の性質、その内容を変更する程度、及びこれを変更することによって保護される公益の性質などを総合的に勘案し、その変更が当該財産権に対する合理的な制約として容認されるべきものであるかどうかによって、判断すべき旨判示している。

既裁定年金額の引下げについても、この判決で示された考え方方に沿って、憲法第二十九条に照らし許容されるか否かを判断すべきものであると考えている。

また、農業者年金制度を含む公的な年金制度における給付の財源は現役世代の保険料、国庫助成等により賄われていることから、既裁定年金額の引下げが公共の福祉に適合するようになれたものであるかどうかを判断するに当たって、年金財政の実情は勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

なお、公的な年金制度における既裁定者と保険者との間の権利及び義務は、両者間の契約に

より設定されるものではなく、それぞれの根拠法に基づき直接設定されるものである。

四について

既裁定年金額の引下げは、受給者の老後の生活の安定、現役世代の負担能力、更には年金財政に占める国庫助成の割合などとの関連において、合理的と判断される範囲にとどまるべきものであると考えている。

五について

今回の農業者年金制度の改正における既裁定年金額の引下げ措置について、昭和五十三年最高裁判決で示された判断要素に沿って検討する

1 年金額引下げの対象となる年金は、経営移譲年金のみとしているが、これは老後の生活の安定への寄与のみならず農業経営の近代化や農地保有の合理化といった農業上の政策目的の達成という特別の性格を有し、その財源

を専ら国庫助成で賄っているものであること

2 年金額引下げの水準は、月額一千円から四千円で、高齢夫婦夫婦の消費支出の一パーセント程度にとどまり、農業者の老後の生活の安定が直ちに脅かされるものではないこと

3 年金額引下げ措置を講じない場合には、財政負担の更なる増加が不可避となるが、この措置を講じることにより、国民一般の負担の増加を避けることができる

六について

御指摘の「農業者年金制度改革大綱(案)」は、今回の農業者年金制度の改正を検討する過程において農林水産省が作成した一つの案であり、政府として意思決定されたものではなく、答弁を差し控えたい。

七について

国庫は、今回の制度改正に伴い、現行制度に係る既裁定者及び未裁定者に支給する年金給付等に要する費用として、今後、約三兆六千億円を負担する見通しである。また、新制度において創設される特例付加年金に係る国庫補助については、平成十四年一月から三月までの分として三十六億円を平成十三年度予算案に計上したところである。

八について

現行制度に係る未裁定者が将来受給する年金については、既裁定者の場合と異なり、いまだ年金受給権としては成立していないものであるが、それが老後の生活の安定確保に重要なもの

に立ち至ることとなる。しかしながら、世代間に公平を確保する観点から、既裁定年金額の引下げにより経営移譲年金の既裁定者にも応分の負担を求めた上で、現行制度に係る未裁定者及び未裁定者に支給する年金について、農業者老齢年金を含めその財源を国庫で負担することとし、併せて財政方式を変更することとする今回の制度改正によって、被保険者の負担能力を超える保険料の引上げという事態が回避されることとも、当該年金額引下げが公共の福祉に適合するかどうかを判断するに当たって勘案すべき重要な事項の一つであると考えている。

なお、二及び三についてで述べたとおり、既裁定者の年金受給権は、契約により設定されるものではなく、農業者年金基本法(昭和四十五年法律第七十八号)に基づき直接設定されるものである。

九について

国民年金制度、厚生年金制度等の公的年金制度における既裁定年金額の取扱いについては、法理的には昭和五十三年最高裁判決の趣旨等を勘案して判断されるものと考えている。

なお、今回の農業者年金基本法の改正案において年金額の引下げの対象としている経営移譲年金は、農業上の政策目的を有し、給付に必要な財源を専ら国庫助成で賄っており、その成熟度も著しく高い状況にあるのに対し、国民年金、厚生年金等の公的年金は、社会保険方式の下で、現役世代が納付する保険料財源を基本にして給付に必要な費用を賄う世代間扶養の仕組みで運営しており、成熟度も農業者年金のような状況にはないなど、現在の両者の置かれている状況は大きく異なっている。このような状況の下で、国民年金制度、厚生年金制度等の公的年金制度については、平成十二年の制度改正で給付と負担の均衡を確保して制度の長期的な安定を図るために措置を講じたところであり、また、その際には従前の年金額が保障されるよう措置したところである。

平成十三年三月六日提出
質問 第四〇号
質問主意書に対する答弁期限に関する質問主
意書

標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

2 前項の規定により協議する場合において、鉄道事業者と国土交通大臣以外の道路管理者との協議が成立しないときは、当該鉄道事業者又は道路管理者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、当該鉄道事業者及び道路管理者の意見を聽かなければならぬ。この場合において、当該道路管理者は、意見を提出しようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会に諮問

し、その他の道路にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 第二項の規定により国土交通大臣が裁定をした場合には、第一項の規定の適用について、当該鉄道事業者と道路管理者との協議が成立したものとみなす。

5 國土交通大臣は、前条第一項の規定による指定であつて立体交差化又は構造の改良に係るものうち、鉄道と国土交通大臣が道路管理者である道路とが交差している場合における踏切道についての指定をしたときは、あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画又は構造改良計画を作成するものとす

る。ただし、国土交通大臣が立体交差化計画又は構造改良計画を作成する前に、鉄道事業者と国土交通大臣との間に立体交差化計画又は構造改良計画の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

6 國土交通大臣は、前項の規定により立体交差化計画又は構造改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

第五条中「又は道路管理者」を「及び道路管理者又は鉄道事業者」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の踏切道改良促進法第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、この法律による改正後の踏切道改良促進法第三条第一項の規定に基づいてしたものとみなす。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のよう改正する。

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の項中「第四条第二項」を「第四条第七項」に改める。

4 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

理由

最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため引き続き平成十三年度以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、踏切道の指定に係る都道府県知事の申出制度を創設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における踏切事故の発生状況等にかんがみ、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

二 議案の可決理由

三 本案施行に要する経費

四 平成十三年三月九日

右報告する。

平成十三年三月九日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 踏切事故の防止及び交通の円滑化のための緊急的かつ重点的な踏切道の改良を実施するよう努めること。特に、全国に存在する約一千箇所の交通遮断量の著しく多い、いわゆるボトルネック踏切を、今後十年間で半減することを目指す。

新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

三 鉄道事業者と道路管理者が協議して立体交差化計画又は構造改良計画を作成するに際し、その協議が調わなかつた場合の措置として、鐵道事業者又は道路管理者からの申請に基づいて、国土交通大臣が裁定する制度を創設すること。

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第四百四十六号)

三 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十二号)

四 (施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(新産業都市建設促進法の廃止に伴う経過措置)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

二 附則

三 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

四 標に、当面五年間着実に実施できるよう努める

こと。

二 踏切保安設備の整備の一層の促進を図ること。

と。

三 政府は、適切に鉄道事業者を指導すること。

と。

四 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年二月六日

内閣総理大臣 森 嘉朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

国土交通委員長 赤松 正雄

〔別紙〕

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

一 新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第一百七号)

官 報 (号 外)

(工業整備特別地域整備促進法の廃止に伴う経過措置)

第十一 条第五項中「新産業都市建設促進法」を
十三年法律第一号。以下この項において
「廃止法」という。による廃止前の新産業都市建設
促進法に、「工業整備特別地域整備促進法」
を廃止法による廃止前の工業整備特別地域整
備促進法に、「新産業都市建設及び工業整備特
別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律」を「廃止法附則第四条の規定によりな
おその効力を有することとされる旧新産業都市
建設及び工業整備特別地域整備のための国の財
政上の特別措置に関する法律」に改める。
(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帶等
の整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律の一一部改正)

第六条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地
帶等の整備のための国の財政上の特別措置に関する
法律(昭和四十一年法律第二百四十四号)の一部
を次のように改正する。

第六条第一項中「新産業都市建設及び工業整
備特別地域整備のための国の財政上の特別措置
に関する法律」を「新産業都市建設促進法等を廃
止する法律(平成十三年法律第一号)附則第四
条の規定によりなおその効力を有することと
される旧新産業都市建設及び工業整備特別地域
整備のための国の財政上の特別措置に関する法
律」に改める。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第七条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和
四十四年法律第五十八号)の一部を次のように
改正する。

第四条第三項中「新産業都市建設基本計
画、工業整備特別地域整備基本計画」を削る。
(農村地域工業等導入促進法の一部改正)
第八条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六
年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正す

三十七年法律第百十七号)第三条第四項の規定により指定された新産業都市の区域及び工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)第二条第一項に規定する工業整備特別地域並びにこれらの区域に類する工業開発区域で政令で定めるもの、を削る。

第四条第三項中「新産業都市建設基本計画、工業整備特別地域整備基本計画」を削る。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第九条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)」を削る。

(北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 北方領土問題等の解決の促進のため特別措置に関する法律(昭和五十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「については」の下に「新産業都市建設促進法等を廃止する法律(平成十三年法律第二百二号)による廃止前の」を加える。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十二条 國土交通省設置法平成十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第百十七号)、工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)」を削る。

産業構造の変化等にかんがみ、新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国との財政上の特別措置に関する法律を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(内閣提出)に関する報告書 新産業都市建設促進法等を廃止する法律案

二四

	別表第一一〇三項中	一一〇三・一九	一一〇三・一一
一 その他の穀物のもの	一〇%	一〇%	一〇%
二 オートのもの	一五%	一六円	一キログラムにつき一六円
三 とうもろこし又は米のもの	一五%	一六円	一キログラムにつき一六円
四 ハイドロゲラムにつき一六円	一六円	一六円	一キログラムにつき一六円
五 その他のもの	一一〇%		

別表等

四 その他のもの

一
男主

第一二〇五・一二〇号において「菜種(低アルカロイドのもの)」とは、不揮発性油(アルカロイドがその重量の二%未満のもの)に限る。又「アラヒニトロ」(マレウロ)ニレルアルカロイドが

シノレイトの图形分が得られる菜種を、う
別表第一二〇五項を次のように改める。

菜種(割ってあるかないかを問わない)
菜種(低エルカ酸のもの)

別表第一〇七・九 その他のもの
一〇五・九〇 男を削る。

別表第三・九類中
二二九・二
ビートの種
てん菜の

—二〇九・一九—

て人菜の種

別表第一一一一・一〇号の次に次の二号を加える。

コカ葉
けしがう

別表一二二一・三〇号中「桃」の下に「(ネクタリンを含む。)」を加え、同表第一二二一・九一号を前り、同表第一二二一・九九号を次のように改める。

別表第一二〇四・一九号を削り、同表第一二〇四・一九号を次のように改める。

一 小菱又はライ

（一）どうもなしし又は米のもの

一六 その他のもの

卷之三

一　小麦又はライ小麦のもの

— 1 —

卷之三

列表二

トヨタのもの

1

消り居表第二

官 報 (号 外)

一一一・九九	その他のもの	一 こんなにやく芋(アモルフォファルス) (切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	一キログラムに八十九キログラム	一五 % 無税
一一一・九九	別表第一三類の注1中(iii)を(iv)とし、(iv)を(v)とし、(v)を(iv)とし、(f)を(vi)とし、(e)の次に次のよう に加える。	(f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の五〇%以上のもの(第二一九・三九項参照)	一キログラムに八十九キログラム	一五 % 無税
一一一・九九	別表第一四・〇一項及び第一四・〇三項を次のよう改める。	別表第一四・〇二項及び第一四・〇一項を次のよう改める。	一四・〇一	一四・〇一
一一一・九九	一四・〇一	一四・〇一	一四・〇一	一四・〇一
一一一・九九	一四・〇三・〇〇	主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	一四・〇三・〇〇	一四・〇三・〇〇
一一一・九九	一五・〇五	シカンファイヤバイ。束ねてあるかないかを問わない。)	一五・〇五	一五・〇五
一一一・九九	一五・〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(フノリンを含む。)	一五・〇五・〇〇	一五・〇五・〇〇
一一一・九九	一五・一四	一 ウールグリース(粗のものに限る。) 二 その他のもの	一五・一四	一五・一四
一一一・九九	別表第一五・一四項を次のように改める。 別表第一五・一五項を次のように改める。	一 菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問い合わせない。) 二 菜種油(低エルカ酸のもの)及びその分別物 粗油 酸価が〇・六を超えるもの	別表第一五・一四	別表第一五・一五
一一一・九九	一一一・九九	一キログラムに五キログラム	一一一・九九	一一一・九九

一五一四・一九	二 その他のもの
一五一四・九一	一 その他もの
	粗油
	一 酸価が〇・六を超えるもの
	二 その他もの
一五一四・九九	二 その他もの
	一 その他もの
	二 その他もの
一五一五・九〇	三 その他もの
	一 オイチシカ油及びその分別物
	二 カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物
	三 ホホバ油及びその分別物
	四 その他もの
	(+) 酸価が〇・六を超えるもの
	□ その他もの
	□ その他もの
別表第一七〇一・四〇号中「五〇%未満のものに限る」の下に「ものとし、転化糖を除く」を加え、同表第一七〇一・六〇号中「五〇%を超えるものに限る」の下に「ものとし、転化糖を除く」を加え、同表第一七〇一・九〇号中「転化糖」の下に「並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するもの」を加える。	無税
2 第一九・〇一項において次の用語の意義は、それぞれ次に定める。」による。	七・五%
(a) 「ひき割り穀粉」とは、第一類の「ひき割り穀物」をいう。	一キログラムにつき一円七〇銭
(b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。	一キログラムにつき一円七〇銭
別表第一九類の注2を次のように改める。	一キログラムにつき一円七〇銭
(1) 第一類の穀粉及びミール	一キログラムにつき一円七〇銭
(2) 第一類の植物性の粉及びミール(乾燥野菜(第〇七・一項参照)、ぱれいしよ(第一・〇五項参照)又は乾燥した豆(第一一・〇六項参照)の粉及びミールを除く)。	一キログラムにつき一円七〇銭
別表第一九・〇一項中「並びに穀粉」の下に「、ひき割り穀物」を加える。	一キログラムにつき一円七〇銭

官 報 (号 外)

平成十三年三月十五日

衆議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二〇〇九・一九

二〇〇九・二一

二〇〇九・一九

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

(三) 砂糖を加えたもの

(四) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(五) その他のもの

(六) 砂糖を加えたもの

(七) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(八) その他のもの

(九) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(十) しょ糖フルーツジュース

(十一) ブリックス値が二〇以下のもの

(十二) 砂糖を加えたもの

(十三) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(十四) その他のもの

(十五) しょ糖を加えたもの

(十六) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(十七) その他のもの

(十八) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)
二七%	一一一・五%	二七%	二五%

二〇〇九・三一

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(二) その他のもの

(三) 砂糖を加えたもの

(四) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(五) その他のもの

(六) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(七) その他のもの

(八) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(九) A レモンジュース

(十) B ライムジュース

(十一) C その他のもの

(十二) その他のもの

(十三) しょ糖を加えたもの

(十四) しょ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの

(十五) その他のもの

(十六) しょ糖を加えたもの

(十七) しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)
八%	一一一・五%	一六%	二二・五%

	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)	従きよのつ口の三 量はり従きグ率五 税率(該と率円にキ そ)
八%	一一一・五%	一六%	二二・五%

二七一〇・一九

(三) 軽油

二 その他のも

石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品の重量が全重量の五%を未満のものを含む。)

A 低重合度の混合アルキレン
B その他のも

(二) 軽油

(三) 重油及び粗油

A 温度一五度における比重が○・九〇三七以下のもの

B 温度一五度における比重が○・九〇三七を超えるもの

(四) 潤滑油(流動バラフィンを含む。)

A 温度一五度における比重が○・八四九四超えるもの、並びに潤滑用に供する他の油、防錆油その他の主として潤滑用に供する油並びに温度一五度における比重が○・八四九四以下のもの

B その他のも

二 その他のも

廢油

(ポリ塩化ビフェニル(PCT)又はポリ塩化テルフレニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含むもの)

二七一〇・九一

二七一〇・九九

その他のもの
別表第二八類の注3(d)中「無機物」の下に「及び第三一・〇七項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの」を加える。

三・九%	円一・キロリック	一・トルリック

別表第二八・〇五項中

二八〇五・一一
二八〇五・一二
二八〇五・一九二八〇五・一一
二八〇五・一二
二八〇五・一九四・六%
三・九%
無税

を

アルカリ金属及びアルカリ土類
金属ナトリウム
カルシウム
その他のもの四・六%
無税

を

別表第二九〇三・一六号を削る。

「二九〇五・五〇」

非環式アルコールのハロゲン化
トロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

四・六% 「

非環式アルコールのハロゲン化
トロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

四・六% 「

に改める。

「二九〇五・五九」

エトクロルビノール(1NN)

四・六% 「

「二九〇五・五九」

その他のもの

「二九〇七・〇七項中「多価フェノール」の下に「及びフェノールアルコール」を加え、同表第二九〇七・三〇号を削る。

別表第二九一四・三一号中「(一)フェニルプロパン—(一)オノン」を「(フェニルプロパン—(一)オノン」に改める。

別表第二九一五・六〇号中「酪酸及び吉草酸」を「ブタノン酸及びペントン酸」に改める。

別表第二九一八・一七号を削る。

別表第二九一類第八節中「無機酸のエステル及び」を「非金属の無機酸のエステル及び」に改める。

別表第二九一・二〇項中「その他の無機酸」を「非金属のその他の無機酸」に改める。

別表第二九二・四五号の次に次の一号を加える。

アンフェタミン(1NN)、ベンツフェタミン(1NN)、エチラノフェタミン(1NN)、フェンカシラミン(1NN)、レバシラミン(1NN)、メフェノレクス(1NN)及びフェンテルミン(1NN)並びにこれららの塩

四・六% 「

「二九二・四六」

アンフェタミン(1NN)を「(一)フェニルプロパン—(一)オノン」に改める。

別表第二九二・一七号を削る。

別表第二九二・二〇項中「(一)フェニルプロパン—(一)オノン」を「(フェニルプロパン—(一)オノン」に改める。

別表第二九二・二二項を次のように改める。

「二九二・二二」

酸素官能のアミノ化合物

アミノアルコール(一種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

モノエタノールアミン及びその塩

ジエタノールアミン及びその塩

トリエタノールアミン及びその塩

デキストロプロポキシフェン(1NN)及びその塩

その他のもの

一 アミノアルコール

二 その他のもの

アミノナフートールその他のアミノフェノール(一種類以上に他の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩

四・六%

官 報 (号 外)

平成十三年三月十五日

衆議院会議録第十三号
關稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報生書

植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステル

二九三九・一	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステル、その他の誘導体	無税
二九三九・一	アヘンアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩 けしがら濃縮物並びにブレノルフィン($I_{\text{N}}N$)、エチルモルヒネ、エトルフィン($I_{\text{N}}N$)、ヘロイン、ヒドロコドン($I_{\text{N}}N$)、ヒドロモルヒネ($I_{\text{N}}N$)、オキシコドン($I_{\text{N}}N$)、モルヒネ、オキシモルヒネ($I_{\text{N}}N$)、オキシコドン($I_{\text{N}}N$)、モルヒネ、オキシモルヒネ($I_{\text{N}}N$)及びテバイン並びにこれらの塩	無税
二九三九・一九	その他のもの	無税
二九三九・二一	キナルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二九	キニーネ及びその塩	無税
二九三九・四一	その他のもの	無税
二九三九・四二	カフェイン及びその塩	無税
二九三九・四三	エフェドリン類及びその塩	無税
二九三九・四九	エフェドリン及びその塩	無税
二九三九・五九	ブソイドエフェドリン($I_{\text{N}}N$)及びその塩	無税
二九三九・六九	カチン($I_{\text{N}}N$)及びその塩	無税
二九三九・七一	その他のもの	無税
二九三九・六一	テオフイリン及びアミノフィリン(テオフイリン-エチレンジアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・六二	フェネチリン($I_{\text{N}}N$)及びその塩	無税
二九三九・六三	リゼルギン酸及びその塩	無税
二九三九・六九	その他のもの	無税
二九三九・九一	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれら の塩	無税
二九三九・九一	エルゴメトリン($I_{\text{N}}N$)及びその塩	無税
二九三九・九一	エルゴタミン($I_{\text{N}}N$)及びその塩	無税
二九三九・九九	リゼルギン酸及びその塩	無税
二九三九・九九	その他のもの	無税
二九三九・九九	その他のもの	無税
二九三九・九九	その他のもの	無税
二九三九・九九	「糖アセタール」の塩を加える。	無税
別表第二「九四〇・〇〇号中「並びに糖エーテル」を、「糖エーテルの塩」の下に、「糖アセタールの塩」を加え、同注4(b)中「ホルモン」を第二十九・三七項のホルモンその他の物質に改め、同注4に次のように加える。	無税	
別表第三〇類の注1(a)中「飲食物」の下に「静脈注射用の栄養剤を除く。」を加え、同注4(b)中「ホルモン」を第二十九・三七項のホルモンその他の物質に改め、同注4に次のように加える。	無税	

(k) 薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの)
別表第三〇・〇四項中「投与量にし」を「投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたもの)を供する」として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

(A) 第二三八・一二項において「認証標準物質」とは、認証及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す。証明書検定用又は標準用として適する標準物質をいう。

(B) 認証標準物質は、第二三八類及び第二十九類の物品を除くものとし、この表の他のいづれの項にも属しない。

(A) 第三八・一二項において「認証標準物質とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。

(B) 認証標準物質は、第一八類及び第一九類の物品を除くほか、第三八・一二項に属するものとし、この表の他のいずれの項にも属しない。

別表第三〇〇六・六〇号中「ホルモン」を「第一九・三七項のホルモンその他の物質」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三〇〇六・七〇
医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物

三〇〇六・八〇
の身体と診療用機器などを密着させる薬品としての使用供するよう調製したゲル
薬剤廢棄物(当初に意図した使用に適しない薬剤。例
ば、使用期限を過ぎたもの)

三・八%

(c) (b) えば、
第三〇類注⁴(k)の薬剤廃棄物
産業廃棄物 プラスチック、ゴム、

別表第三四〇一項中「せつけん並びに」を「せつけん」に改め、「問わない。」の下に「有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。)」を加え、同表第三四〇一・二〇号の次に次の二号を加える。

三四〇一・三〇 有機界面活性剤及びその調製品(皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限る)のとし、せつけんを含有するかしないかを問わない。 四・六%

「レングリコール」のものに改める。
別表第三五〇六・九一号中「プラスチック（人造樹脂を含む。）」を「第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体」に改める。

別表第三七・〇一項中
三七〇一・九一
三七〇一・九二
幅が一六ミリメートル以下
で、長さが一四メートル以下のもの
幅が一六ミリメートル以下
無税

三七〇(一)・九二
幅が二六ミリメートル以下の車の長さが一四メートルを超えるものに改める。
無税

別表第三八類の注1(a)(4)中「2」を「3」に改め、同注1(a)中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 2の認証標準物質
別表第三八類の注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

三八・一七	三八・一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン(第二 七・〇七項又は第一九・〇一項のものを除く。)三・九%
別表第三八・一三一・〇〇号中「除く。」の下に「並びに認証標準物質」を加え、「三・八%」を「無規定」に 改める。	別表第三八・一四項中並びに当該工業において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。) を削り、同表第三八・一四・九〇号を次のように改める。	別表第三八・一四項中並びに当該工業において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)

(d) 化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる廃棄物(b)及び(c)のものを除く。

(c) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

(b) 有機溶剤廃棄物

三八二四・九〇

その他のもの

一 チューリングガムベース(砂糖)その他甘味料又は香料を含有するものを除く。

二 脂肪酸混合物の誘導体

三 その他のもの

別表第三八・二四項の次に次の二項を加える。

三八二五・五

化学工業(類似の工業を含む)において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く)都市廃棄物 下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物

三八二五・一〇

都市廃棄物 下水汚泥

三八二五・二〇

医療廃棄物 ハロゲン化合物

有機溶剤廃棄物 その他のもの

金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

化學工業類似の工業を含む)において生ずる廃棄物 有機物を主成分とするもの

三八二五・九〇 その他のもの

セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する廃酸化鉄ガ

三八二五・四一

三八二五・四九

三八二五・五〇

三八二五・五六

三八二五・六九

三八二五・九〇

2 第三九二〇・四三号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。

別表第三九・〇四項中「ポリ塩化ビニル」を「ポリ(塩化ビニル)」に改める。

別表第三九・〇五項中「ポリ酢酸ビニル」を「ポリ(酢酸ビニル)」に、「ポリビニルアルコール」を「ポリ(ビニルアルコール)」に改める。

別表第三九〇六・一〇号中「ポリメタクリル酸メチル」を「ポリ(メタクリル酸メチル)」に改める。

別表第三九〇七・六〇号中「ポリエチレンテレフタレート」を「ポリ(エチレンテレフタレート)」に改める。

別表第三九・一〇項中「三九二〇・四二 硬質のもの むもの」を「三九二〇・四二 軟質のもの むもの」に改める。

別表第三九・一〇項中「三九二〇・四二 軟質のもの むもの」を「三九二〇・四二 硬質のもの むもの」に改める。

別表第三九・一〇項中「三九二〇・四二 硬質のもの むもの」を「三九二〇・四二 軟質のもの むもの」に改める。

別表第三九・一〇項中「三九二〇・四二 軟質のもの むもの」を「三九二〇・四二 硬質のもの むもの」に改める。

三八二五・五	一 チューリングガムベース(砂糖)その他甘味料又は香料を含有するものを除く。	無税
三八二五・一〇	二 脂肪酸混合物の誘導体	四・六%
三八二五・二〇	三 その他のもの	三・八%
三八二五・三〇	四 化学工業(類似の工業を含む)において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く)都市廃棄物 下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物	四・八%
三八二五・一	五 都市廃棄物 下水汚泥	無税
三八二五・二〇	六 医療廃棄物 ハロゲン化合物	無税
三八二五・三〇	七 有機溶剤廃棄物 その他のもの	無税
三八二五・四一	八 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物	無税
三八二五・四九	九 化學工業類似の工業を含む)において生ずる廃棄物 有機物を主成分とするもの	無税
三八二五・五〇	一〇 その他のもの	無税
三八二五・五六	一一 有機物を主成分とするもの	三・八%
三八二五・六九	一二 その他のもの	三・八%
三八二五・九〇	一三 その他のもの	三・八%
三八二五・四一	一四 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物	三・八%
三八二五・四九	一五 有機物を主成分とするもの	三・八%
三八二五・五〇	一六 その他のもの	三・八%
三八二五・五六	一七 有機物を主成分とするもの	三・八%
三八二五・六九	一八 その他のもの	三・八%
三八二五・九〇	一九 その他のもの	三・八%

別表第三九・二三項中「シャワーバス」の下に「台所用流し」を加える。

別表第三九・二六・二〇号中「手袋」の下に「ミトン及びミット」を加える。

別表第四〇類の注2(f)中及び「を」、「ミトン及びミット並びに」に改める。

別表第四〇・〇九項から第四〇・一二項までを次のように改める。

四〇・〇九 四〇・九・一二 管及びホース(加硫したゴム(硬質ゴムを除く)製のものに限るものとし、継手(例えば、ジヨイント、エルボー及びフランジ)を取り付けてあるかないかを問わない。)他の材料により補強してないもの及び他の材料と組み合わせてないもの

四〇・〇九・一三 継手なしのもの

四〇・〇九・二一 継手付きのもの

四〇・〇九・二二 継手なしのもの

四〇・〇九・二三 紡織用繊維のみにより補強し又は金属性のみと組み合わせたもの

四〇・〇九・二四 繼手なしのもの

四〇・〇九・二五 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの

四〇・〇九・二六 繼手なしのもの

四〇・〇九・二七 紡織用繊維のみにより補強し又は紡織用繊維のみと組み合わせたもの

四〇・〇九・二八 繼手なしのもの

四〇・〇九・二九 一 自動車に使用する種類のもの

四〇・〇九・三〇 二 その他のもの

四〇・〇九・三一 一 自動車に使用する種類のもの

四〇・〇九・三二 二 その他のもの

四〇・〇九・三三 一 自動車に使用する種類のもの

四〇・〇九・三四 二 その他のもの

四〇・〇九・三四 一 自動車に使用する種類のもの

四〇・〇九・三四 二 その他のもの

三九二〇・四三	一 伝動用のベルト及びベルチング エンブレース状の伝動用のベルト(横断面が台形のものも) (Vベルト)のうちV-リブ型で、円の外周以下のものに 限る。)	四・六%
三九二〇・四二	二 エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のものも) (Vベルト)のうちV-リブ型以外のもので、円の外周のものに 限る。)	三・九%
三九二〇・四一	三 エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のものも) (Vベルト)のうちV-リブ型以外のもので、円の外周のものに 限る。)	三・九%
三九二〇・四〇	四 エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のものも) (Vベルト)のうちV-リブ型以外のもので、円の外周のものに 限る。)	三・九%
三九二〇・三九	五 エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のものも) (Vベルト)のうちV-リブ型以外のもので、円の外周のものに 限る。)	三・九%

官 報 (号 外)

四〇一〇・三四	エンジレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のもの 〔Vベルト〕のうちV型以外のもので、円の外周が一八〇センチメートルを超えるもの)
四〇一〇・三五	エンジレス状の同期ベルト(円の外周が六〇センチメートルを超える五〇センチメートル以下のものに限る。)
四〇一〇・三六	エンジレス状の同期ベルト(円の外周が一五〇センチメートルを超える九八センチメートル以下のものに限る。)
四〇一〇・三九	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)
四〇一・一	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの
四〇一・一〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの
四〇一・二〇	航空機に使用する種類のもの
四〇一・三〇	モーターサイクルに使用する種類のもの
四〇一・四〇	自転車に使用する種類のもの
四〇一・五〇	その他のもの
四〇一・六一	その他のもの(杉綾模様その他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。)
四〇一・六二	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの
四〇一・六三	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートル以下のもの
四〇一・六九	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートルを超えるもの
四〇一・九二	その他のもの
四〇一・九三	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの
四〇一・九四	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートル以下のもの
四〇一・九九	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のものでリム径が六一センチメートルを超えるもの
四〇一二	その他のもの
四〇一・九九	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る。並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ)

無税 無税

次に次の
別表第
別表第
四四四四四四四

第四〇・二五
第四一類のは
のように加え

乗用自動車を含む。バス又は航空機によるものその他、空気タイヤの下に「手袋」の下に記す。

車輌(ステンレス)に使用する
貨物自動

ーションによる種類の車に使用する種類のもの

レーリン
のもの
ある。

カグ

無

○四項から七項まで処理する。空気を垂航する。

ス又は貨物空機に使
用自動車を含む。)の下に
他のもの(空機の下に
ないもの)。

「」を加え、
五項に改
めし過程(一)
て「クラフ
ト・一項」
した皮」と
四項まで
つや出し
池の保存に
原皮生鮮
仕上げ又
かを問わ
に乾燥
單に乾燥
したもの
ケラム以
るが、塩
感その
ラム以
る。

のシングル、
め、同注
前(前なめ
から第四
ト」には
は、なめ
の「革」と
型押しさ
のもの及
適する處
してある
ない)。キ
したものが
他のもの
下のもの
保冷庫で
前なめし
ないもの
「限る。」
前なめし
ないもの

カ一
中2を3
乾燥の前
寺の表面処理は、革製品に適するラムは八上を塩
し剤で耐熱性を含む。
一・〇三四

六〇%	無税	六〇%	無税	処理に求め る品目が安 くなることによ り、再販の参 加率が高ま る。	とし、一 九八九年の 中止の原因 は、主に、再 販の参加率 が低く、利潤 が薄いためだ 。 （出典：日本 流通業連盟）
-----	----	-----	----	--	--

官 報 (号 外)

別表第四一〇三・二〇号の次に次の二号を加える。	二 その他のもの	一 クロムなめしのもの(なめし過程(前なめし)を含む)中のもののうちなめしを終えてないもの)及びなめし過程にないもの	六〇%	無税	四一・〇五	四一・〇五・一〇	四一・〇五・三〇
豚のもの	一 なめし過程にないもの	牛(水牛を含む)又は馬類の動物のなめしした皮(なめししたもの及びクラストにしたものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)おらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)	六〇%	無税	四一・〇四	四一・〇四・一	四一・〇四・二
二 その他のもの	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレーンスプリットしてないものに限る。)及び	牛(水牛を含む)又は馬類の動物のなめしした皮(なめししたもの及びクラストにしたものとし、スプリットしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。)	六〇%	無税	四一・〇四・一九	四一・〇四・一九	四一・〇四・一九
乾燥状態(クラスト)のもの	一 クロムなめしのもの	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレーンスプリットしてないものに限る。)及び	六〇%	無税	四一・〇四・四一	四一・〇四・四一	四一・〇四・四一
二 その他のもの	二 その他のもの	一 クロムなめしのもの	六〇%	無税	四一・〇四・四九	四一・〇四・四九	四一・〇四・四九
乾燥状態(クラスト)のもの	一 クロムなめしのもの	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレーンスプリットしてないものに限る。)及び	六〇%	無税	四一・〇六・四〇	四一・〇六・三一	四一・〇六・三一
二 その他のもの	二 その他のもの	一 なめししたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの	六〇%	無税	四一・〇六・九一	四一・〇六・九一	四一・〇六・九一
二 その他のもの	二 その他のもの	二 その他のもの	六〇%	無税	四一・〇六・九二	四一・〇六・九二	四一・〇六・九二
染着色したもの	二 その他のもの	一 染着色したもの	六〇%	無税	四一・〇七	四一・〇六・九一	四一・〇六・九一
その他	その他	二 その他のもの	六〇%	無税	六〇%	六〇%	六〇%
その他	一 なめししたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの	一 なめししたもの(再なめしをしたものを含む。)で、これを超える加工をしてないもの	六〇%	無税	六〇%	六〇%	六〇%
二 クロムなめしのもの	二 クロムなめしのもの	二 クロムなめしのもの	六〇%	無税	六〇%	六〇%	六〇%
二 その他	二 その他	二 その他	六〇%	無税	六〇%	六〇%	六〇%
染着色したもの	染着色したもの	染着色したもの	六〇%	無税	六〇%	六〇%	六〇%
その他	その他	その他	六〇%	無税	六〇%	六〇%	六〇%
全形の革	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめしした又はクラストにした後これらを超える加工をしたものとし、パーカーラント仕上げをしたものとし、スプリットしてあるかないかを問い合わせず、に限る。)第一四項の革を除く。	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめしした又はクラストにした後これらを超える加工をしたものとし、パーカーラント仕上げをしたものとし、毛が付いてないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問い合わせず、に限る。)	七・五%	無税	七・五%	七・五%	七・五%

官 報 (号 外)

四一・一三	(一) その他のもの (二) 染着色し又は模様付けしたもの のを超える加工をしたもので、パーセメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプーリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)	六〇% 無税
四一・一三・一〇	(一) やぎのもの 一 パーセメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの	一五%
四一・一三・一〇	(一) 豚のもの 一 パーセメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの	一五%
四一・一三・一〇	(一) 爬虫類のもの 一 パーセメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染着色し又は模様付けしたもの A わに革及びとかげ革 B その他もの (一) その他もの	一〇%
四一・一三・九〇	その他もの 一 パーセメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染着色し又は模様付けしたもの (二) その他もの	七・五% 無税
四一・一四	シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザードレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザードレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー 一 メタライズドレザー	七・五% 無税
四一・一四	二 その他もの 一 パーセメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染着色し又は模様付けしたもの (二) その他もの	一五%
四一・一四・一〇	ラントモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザードレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー シャモア革(コンビネーションシャモア革を含む。)、パテントレザードレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー 一 メタライズドレザー	一五%
四一・一四・一〇	二 その他もの	一五%

四一・一五

コンポジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、巻いてあるかないかを問わない)、革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る)及び革の粉

四一・一五・一〇
四一・一五・一〇

コンポジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限る)及び革の粉

コンポジションレザー(革又は革繊維をもととして製造したもので、巻いてあるかないかを問わない)、革又はコンポジションレザーのくず(革製品の製造に適しないものに限る)及び革の粉

四一・一五・一〇

(運動用)を「手袋、ミトン及びミット(運動用又は保護用)」に、「負い革及びミット」に改め、同注3中「手袋

(運動用)を「手袋、ミトン及びミット(運動用又は保護用)」に、「負い革及びミット」を「負い革並びに」に改める。

別表第四二類の注1(b)中「手袋」の下に、「ミトン及びミット」を加える。

別表第四二類の注2(c)中「手袋」の下に、「ミトン及びミット」を加える。

別表第四二〇一・一〇号、第四三〇一・四〇号、第四三〇一・五〇号及び第四三〇一・一一号

別表第四二類の注2(c)中「手袋」の下に、「ミトン及びミット」を加える。

別表第四四・〇七項中「フィンガージョイントしたもの」を「縫継ぎしたもの」に改める。

別表第四四・〇八項を次のように改める。

別表第四四類の号注1中「マコーン」の下に、「ヤンディオケイラ」を、「パリッサンドルロゼ」の下

に、「パウアマレロ」を、「ブナ」の下に、「クアルバ」を、「スレン」の下に、「タウアリ」を加える。

別表第四四・〇七項中「フィンガージョイントしたもの」を「縫継ぎしたもの」に改める。

別表第四四・〇八項を次のように改める。

化粧はり用單板(積層木材を平削りすることにより得られるもの)を含む)、合板用單板、これらに類する積層木材用

單板及び他の紙にひき、平削りし又は丸はぎした木材用(厚さが六ミリメートル以下)のものに限るものとし、かん

なかけしやすりがけし、はぎ合わせをし又は縫継ぎしたものであるかないかを問わない)。

針葉樹のもの

(一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの

一 インセンスシダーのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下)のものに

限る) A 集成材

B その他のもの

(二) その他のもの

熱帶産木材(この類の号注1のものに限る)のもの

ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメ

ランチバカラ

一 積層木材を平削りすることにより得られるもの

集材

(二) その他のもの

二 その他のもの

五 %

一五 %

無税

一〇 %

一五 %

一〇 %

一五 %

一五 %

四四〇八・三九

その他のもの

(一) パドック(かりん)のもの
積層木材を平削りすることにより得られるもの

A 集成材

B その他のもの

(二) ジェルトンのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下)のものに限る)。

A 集成材

B その他のもの

(三) チークのもの

積層木材を平削りすることにより得られるもの

A 集成材

B その他のもの

(四) その他のもの

積層木材を平削りすることにより得られるもの

A 集成材

B その他のもの

(五) その他のもの

積層木材を平削りすることにより得られるもの

A 集成材

B その他のもの

(六) その他のもの

積層木材を平削りすることにより得られるもの

A 集成材

B その他のもの

(七) その他のもの

積層木材を平削りすることにより得られるもの

A 集成材

B その他のもの

(八) その他のもの

オリエンティッドストラントボード及びウエーファーボード(木材その他の本質的に限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない)

別表第四四・一〇項を次のように改める。

別表第四四・一〇項を次のように改める。

別表第四四・一〇項を次のように改める。

五 %

一五 %

一五 %

一五 %

一五 %

無税

一〇 %

一五 %

四〇

四四一〇・一二	（オリエンテッドストラップボード及びウエファーボード （木材のものに限る。） 加工してないもの又はやすり掛けを超える加工をして ないもの）
四四一〇・一九	一 板状のもの 二 その他のもの
四四一〇・三一	一 板状のもの 二 その他のもの
四四一〇・三二	一 板状のもの 二 その他（木材のものに限る。）
四四一〇・三三	一 板状のもの 二 その他（木材のものに限る。）
四四一〇・三九	一 メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの 二 板状のもの
四四一〇・九〇	一 板状のもの 二 その他（木材のものに限る。）
四六〇一・一〇	一 プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの 二 板状のもの 三 その他（木材のものに限る。）
四六〇一・九一	一 リップ状のもの 二 その他（木材のものに限る。）
四六〇一・九二	一 さなだ（その他これに類する組物材料から成る物品（ストラップ状であるかにいかないかを問わない）並びに組物材料から成る物品（組物材料から成る物品を平行にはつなぎ及び織つたものであるかにつてシート状のもの（最終製品） （敷物、壁掛等であるかないかを問わない。）） 二 敷物及びすぐれた（植物性材料製のものに限る。）
四六〇一・九三	一 いぐさ製又は七島い製のもの 二 その他のもの
四六〇一・九四	一 植物性材料製のもの 二 さなだ（その他これに類する組物材料から成る物品（ストラップ状であるかにいかないかを問わない。）
四六〇一・九五	一 無税 二 三・九% 三 六%

「製造した」に改める

別表第四七〇七・一〇号から第四七〇七・三〇号までの規定中の「」を削る。
別表第四八類の注中11を12とし、10を11とし、9を10とし、8を9とし、7を

り、6を7と

四六〇一・九九

三 その他のもの
（一）いぐさ製又は七島い製のもの
（二）その他もの

その他もの

三
九
%

別表第四八・〇二項を次のように改める。

四

官 報 (号 外)

その他の紙及び板紙(筆記用、印刷用その他
のグラフィック用に供する種類のものに限
る)印刷し、型押しをし又はせん孔したもの
その他のもの

号中「一一・六%」を「一一・一%」に改める。

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六〇〇三・一〇	二 その他のもの 一 模様編みの組織を有するもの 二 合成繊維製のもの	一五・七% 六・四%
六〇〇三・三〇	二 その他のもの 一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六% 六・六%
六〇〇三・四〇	一 再生繊維又は半合成繊維製のもの 二 その他のもの	九・六% 六・六%
六〇〇三・九〇	二 その他のもの	九・六% 六・六%
六〇〇四・〇四	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの	九・六% 六・四%
六〇〇四・一〇	に 超 え 、 弾 性 糸 の 重 量 が 全 重 量 の 五 % 以 上 の もの を 除 く (一 〇 一 〇)	九・六% 六・六%
六〇〇四・九〇	一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 一 模様編みの組織を有するもの 二 編織又は人造繊維製のもの 二 その他のもの 二 その他のもの	九・六% 六・四%
六〇・〇五	一 模様編みの組織を有するもの 二 編織又は人造繊維製のもの 二 その他のもの 一 編織のもの 二 その他のもの	九・六% 六・四%
六〇〇五・一〇	一 たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだもの を含むるものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項まで のものを除く。) 二 羊毛製又は纖獸毛製のもの	一五・七% 九・六%
六〇〇五・二二	一 漂白してないもの及び漂白したもの 二 浸染したもの	一五・七% 一五・七%
六〇〇五・二三	異なる色の糸から成るもの	一五・七%
六〇〇五・二三	綿製のもの	一五・七%

官 報 (号 外)

四
六

別表第七一・二二項を次のように改める。	七一・二二	貴金属又は貴金属を張つた金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類の他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの
七一・二二・三〇	七一・二二・三〇	貴金属又はその化合物を含む灰
七一・二二・九一	七一・二二・九一	その他のもの
七一・二二・九二	七一・二二・九二	金のくず(金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。)
七一・二二・九三	七一・二二・九三	白金のくず(白金を張つた金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。)
七一・二二・九四	七一・二二・九四	その他もの
別表第七四・一五項中	別表第七四・一五項中	ねじ、ボルト及びナット
七四一五・三三	七四一五・三三	木ねじ
八一〇一・九四	八一〇一・九四	ナット(他のねじ、ボルト及び
八一〇一・九五	八一〇一・九五	棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ス
八一〇一・九六	八一〇一・九六	トリップ及びはく
八一〇一・九七	八一〇一・九七	線
別表第八一・〇二項中	別表第八一・〇二項中	タンクステンの塊(單に焼結して得た棒を含む。)
八一〇一・九一	八一〇一・九一	モリブデンの塊(單に焼結して得た棒を含む。)
八一〇一・九二	八一〇一・九二	モリブデンの塊(單に焼結して得た棒を含む。)及びくず
八一〇一・九三	八一〇一・九三	棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ス
八一〇一・九四	八一〇一・九四	トリップ及びはく
八一〇一・九五	八一〇一・九五	線
八一〇一・九六	八一〇一・九六	モリブデンの塊(單に焼結して得た棒を含む。)
八一〇一・九七	八一〇一・九七	トリップ及びはく
線	線	無税
無税	無税	無税
に改める。	に改める。	に改める。
を	を	を

別表第八四・四三項中「インクジェット方式の印刷機を含むものとし、第八四・七一項の物品を除く。」及び「(第八四・四)二項の活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)及びインクジェット方式の印刷機(第八四・七一項の物品を除く。)並びに」に改める。

別表第八四六一・一〇号を削る。

別表第八四・六七項中「電気式でない原動機」を「原動機(電気式であるかないかを問わない。)」に改め、同表第八四六七・一九号の次に次のように加える。

電気式の原動機を自藏するもの

八四六七・二二

ドリル

八四六七・二三

その他のもの

八四六七・二九

その他のもの

八四六七・三一

その他のもの

八四六七・三二

その他のもの

八四六七・三三

その他のもの

八四六七・三四

その他のもの

八四六七・三五

その他のもの

八四六七・三六

その他のもの

八四六七・三七

その他のもの

八四六七・三八

その他のもの

八四六七・三九

その他のもの

八四六七・四〇

その他のもの

八四六七・四一

その他のもの

八四六七・四二

その他のもの

八四六七・四三

その他のもの

八四六七・四四

その他のもの

八四六七・四五

その他のもの

八四六七・四六

その他のもの

八四六七・四七

その他のもの

八四六七・四八

その他のもの

八四六七・四九

その他のもの

八四六七・五〇

その他のもの

八四六七・五一

その他のもの

八四六七・五二

その他のもの

八四六七・五三

その他のもの

八四六七・五四

その他のもの

八四六七・五五

その他のもの

八四六七・五六

その他のもの

八四六七・五七

その他のもの

八四六七・五八

その他のもの

八四六七・五九

その他のもの

八四六七・六〇

その他のもの

八四六七・六一

その他のもの

八四六七・六二

その他のもの

八四六七・六三

その他のもの

八四六七・六四

その他のもの

八四六七・六五

その他のもの

無税 無税 無税 無税

無税

別表第八五・一八項中「マイクロホンとスピーカーとを組み合せたもの、ヘッドホン、イヤホン」を「ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー」を、「スチルビデオカメラ」及び「デジタルカメラ」に改め、同表第八五一八・三〇号を次のように改める。

ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)並びにマイクロホンと拡声器を組み合せたもの

八五一八・三〇

無税

別表第八五・二五項中「及びスチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー」を、「スチルビデオカメラ」及び「デジタルカメラ」に改め、同表第八五二五・四〇号中「ビデオカメラレコーダー」の下に「及びデジタルカメラ」を加える。

八五一八・三〇

無税

別表第八五・四二項を次のように改める。

八五四二・一〇

集積回路及び超小形組立

八五四二・一一

集積回路を自藏するカード(スマートカード)

八五四二・一二

モノリシック集積回路

八五四二・二九

デジタル式のもの

八五四二・六〇

その他のもの

八五四二・七〇

ハイブリッド集積回路

八五四二・九〇

超小形組立

部分品

別表第八八・〇五項中「八八〇五・一二」を「航空用地上訓練装置及びその部

八八〇五・一二

航空用地上訓練装置及びその部

八八〇五・二九

空中戦用シミュレーター及び

八八〇五・二九

その部分品

別表第八九・〇六項を次のように改める。

八八〇六・一二

航空用地上訓練装置及びその部

八八〇六・一〇

その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、^{除く}権船を含むもの)

八八〇六・一〇

その他の船舶(軍艦及び救命艇を含むものとし、^{除く}権船を含むもの)

八八〇六・九〇

その他のもの

別表第九〇・二一項において「整形外科用機器」とは、身体の変形の予防若しくは矯正に使

6 第九〇・二一項

用する機器又は疾病、施術若しくは負傷に伴い器官を支持するために使用する機器をい

五・二六項参照

」の下に「、第八五・三七項の数値制御用の機器」を加え、同注6を次のように改める。

める。

別表第九〇類の注¹(b)中「ビデオカメラレコーダー」の下に「及びデジタルカメラ」を、「(第八

五・二六項参照)

」の下に「、第八五・三七項の数値制御用の機器」を加え、同注6を次のように改める。

める。

別表第九〇類には、「寸法を探つて作られる又は大量生産されるといういすれかの条

件で、対外装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。

かわらず

整形外科用機器には、寸法を探つて作られる又は大量生産されるとい

ういすれかの条

件で、対外装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。

左右の足のいすれかにか

かわらず

整形外科用機器には、寸法を探つて作られる又は大量生産されるとい

ういすれかの条

件で、対外装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。

左右の足のいすれかにか

かわらず

整形外科用機器には、「寸法を探つて作られる又は大量生産されるとい

ういすれかの条

件で、対外装着できるように設計された履物及び中敷きを含む。

左右の足のいすれかにか

かわらず

官 報 (号 外)

別表第九七〇四・〇〇号中「使用したもの並びに使用してないもののうち本邦において通用及び発行のいずれもしてないものに限る。」を「(使用してあるかないかを問わないものとし、第四九・〇七項のものを除く。)」に改める。

第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の (関税法の一部改正)

第一回
税関長の許可を受ける

「しかし」を「しかしめの旨を積問
ければならない」に改める。

第三十三条 削除

第三十一条第一項中から第三十四条まで(見本の一時持出し・執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い・)を「見本の一時持出し」、第三十四条に、「から第三十四条までの規定」を「及び第三十四条に、「及び第四十五条中」を並びに第四十五条中」に改める。

第四十七条第三項中「許可を受けていた法人が合併により消滅した場合においては、合併後存続する法人又は合併により設立された法人」を「許可を受けていた者が合併により消滅した法人である場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人、許可を受けていた者が分割(当該保税蔵置場の業務を承継させることのものに限る。)をした法人である場合においては、当該保税蔵置場の業務を承継した法人」に改める。

⁴ 第四十八条の二(第四項)を次のように改める。
保税蔵置場の許可を受けた者について合併又は分割(当該保税蔵置場の業務を承継させるものに限る。)があつた場合において、政令で定めるところによりあらかじめ税關長の承認を受けたときは、合併後存続する法人若し

くは合併により設立された法人又は分割により当該保稅蔵置場の業務を承継した法人(次項において「合併後の法人等」という。)は、第四十七条第一項第一号又は第三号(許可の失效)の規定にかかわらず、当該合併により消滅した法人又は当該分割をした法人の当該許可に基づく地位を承継することができる。

第四十八条の二第五項中「合併後の法人」を「合併後の法人等」に改める。

第六十二条の十五中「許可を受けていた」を「当該許可を受けていた」に、「法人(当該法人)を者」を「当該許可を受けていた者」に、「第四十七条第一項第二号」を「第四十七条第一項第一号又は第三号」に改める。

第九十九条中「第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)」を削る。

第一百条中第一号を削り、第一号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第四号中「積みもどし」を「積戻し」に改め、同号を同条第三号とし、同条に次の一号を加える。

四 第九十八条第一項(臨時開庁)の承認 行政機關の休日又はこれ以外の日の税關の執務時間外において税關職員が当該承認により執務する時間

第一百条第三項中「前条第一号」を「前条第一号」に改める。

第一百条の二第一項中「第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)若しくは」を削り、「第一百条第一号」を「第一百条第三号」に改め、同条第一項中「第一百条第一号」を「第一百条第三号」に改め、同条第五項の表中「第一百条第三号」を「第一百条第一号」に改める。

第一百四十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中、「第十九条(執務時間外の貨物の積卸し)」を削る。

（関税暫定措置法の一部改正）

第百五十五条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「機長」の下に「又は第十九条（執務時間外の貨物の積卸し）の規定に違反した者」を加え、同条第五号中「第三十二条（執務時間外の貨物の出し入れ又は取扱い）若しくは第六十二条の十一（総合保税地域に販売用貨物等を入れることとの届出）」の規定に違反した者又は「」を削り、「隠した者」の下に「又は第六十二条の十一（総合保税地域に販売用貨物等を入れることとの届出）の規定に違反した者又は「」を加える。

第一百一十六条中「第四号」を「第四号及び第五号」に改める。

（関税暫定措置法の一部改正）

第四条 陽秋書定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項 第八条第一項並びに第七条第一項中「平成十二年三月三十日」を

第七条の三第一項中「平成十二年度」を「平成

の六第三項」を「第八条の六第二項」に改める。

第七条の六第一項、第二項及び第七項中「平成二十三年三月三日」を削除する。

第八条第一項中「、第三項又は第四項」を「又は第三項」と改める。

第八条の二第一項中「国際連合貿易開発会議の加盟国で」を「国（固有の）関税及び貿易に関する

る制度を有する地域を含む。)であつて「に」「国」のうちを「もののうち」、「國」(以「下」寺町を指す)

「国」という。)を「もの(以下)特惠受益国等」といふ。)が、「平成十三年三月三十」日迄「平成二

表第三に掲げるるもの」の下に「同法別表(別表第一)に掲げる物品にあつては、同表)に定める税

率が無税とされているものを除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業産品等」という。」を加え、「同法別表の税率(別表第一又は別表第二の二に掲げる物品にあっては、これらの表に定める税率)を「同法別表に定める税率(別表第一に掲げる物品にあっては、同表に定める税率)」に、「の一分の一」を「別表第三に定める係数を乗じて得た税率(同表に定める係数が○・○とされている物品にあっては、無税)」に改め、同項第三号中「及び第四」を「第四及び第五」に改め、同条第一項中「特恵受益国」を「特恵受益国等」に改め、同条第三項中「特恵受益国」のうち「特恵受益国等のうち」に、「次条第一項及び第二項並びに第八条の四第一項において「特別特恵受益国」という。」を「(次条から第八条の五までにおいて「特別特恵受益国」という。)に、「(別表第二に定める税率が無税とされているものを除く。)」を「(これらの号に定める税率が無税とされているものを除く。)」並びに別表第五に掲げる物品(関税定率法別表別表第一に掲げる物品にあっては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。」に、「同項の規定」を「第一条又は第一項第一号若しくは第二号の規定」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を削り、同項を同条第四項とする。

表第五」を、「掲げる物品」の下に「(関税定率法別表(別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。)」を加え、「同項各号の税率」を「同項各号に定める税率」に、「前条第一項又は第三項に規定する税率」を「前条第一項又は第三項の規定による税率」に、「同条第一項又は第四項を「同項の規定」に、「同条第一項又は第三項を「同条第一項又は第三項の規定」に、「読み替えるものとする」を「読み替えるもの」とし、「読み替えるものとの適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする」に改め、同条第三項の規定を削る。

第八条の四及び第八条の五を次のように改め

(鉱工業产品等に対する特惠関税の適用の停止の特例等)

第八条の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十一年度までの各年度において、特惠受益国等を原産地とする特定鉱工業产品等のうち第八条の二第一項の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特定特惠鉱工業产品等」という。)について、その輸入額又は輸入数量(以下この条において「輸入額等」という。)を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特惠鉱工業产品等及びその超えることとなつた月を告示するものとし、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告同項の規定の適用を受けることができるものとされていて期間中に關税法第四十三条の三第一項(保稅設置場

に外国貨物を置くことの承認)(同法第六十二条において準用する場合を含む。)又は第六十一条の十(総合保稅地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六条第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八条の二第一項の規定は、適用しない。一の特惠受益国等を原産地とする一の特定特惠鉱工業产品等の各年度における輸入額等が、当該特定特惠鉱工業产品等に係る限度額の五分の一を超えることとなつたときも、当該特惠受益国等を原産地とする当該特定特惠鉱工業产品等について、また同様とする。

2 各年度における限度額等は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出して得た額又は数量を別表第三の各項ごとに合計したものとする。

一 平成十三年度 別表第三第三五六項に掲げる物品及び關税定率法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二号)第四条の規定による改正前のこの法律(以下この号において「旧法」という。)第八条の四第一項に規定する特定特惠鉱工業产品等のうち平成十一年度に旧法第八条の二第一項又は第四項までの規定の適用を受けたもの(政令で定める國を原産地とするものを除く。)の輸入額等に百分の百三乗じる方法

二 平成十四年度から平成二十一年度までの各年度 当該年度の前年度の限度額等に百分の百三乗じる方法

3 第一項の輸入額等は、關税法第二百二一条第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方

法に準じて、別表第三の各項ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

4 第一項に規定する当該月の翌月十五日は、關税法第二条の二(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用については、同条に規定する期限とみなす。

(精製銅に係る特惠関税の適用に関する特例)

第八条の五 平成十三年度において、政令で定める特別特惠受益国を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品については、第八条の二第一項の規定は、適用しない。

2 平成十三年度から平成十七年度までの各年度において、前条第一項前段及び第二項から第四項までの規定は、前項に規定する政令で定める特別特惠受益国を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品について準用する。

この場合において、同条第一項前段中「前条第一項とあるのは、前条第二項において準用する同条第一項平成十三年度においては、同条第一項」と、「第八条の二第一項の規定の適用」とあるのは、「第八条の二第三項(平成十三年度においては、同条第一項)の規定の適用」と、「第八条の二第一項の規定は」とあるのは、「第八条の二第一項及び第三項の規定は」と、同条第二項中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。

第八条の六第二項を削り、同条第二項を同条第二項とする。

第十条の四を次のように改める。

(沖縄県から出城をする旅客の携帯品に係る關税の免除)

第十条の四 沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ出城をする旅客が、個人的用途に供するため、政令で定めるところにより税

関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興開発特別措置法第十八条の八(輸入品を携帯して出城する場合の關税の免除)に規定する施設において政令で定める金額の範囲内で購入した物品(当該出城の際に携帯して移出するものに限る。)であつて、当該施設において輸入するものについては、平成十四年三月三十一日までの間、その關税を免除する。

2 前項の規定により關税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出城の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた關税を、直ちに徴収する。

3 稅關長は、第一項の承認を受けた小売業者が關稅法その他關稅に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による關稅の免除の手続その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項から第七項までを削り、第一項の項目番号を削る。

三 別表第一中「第八条の二」の下に「第八条の三」を加える。

別表第一第一〇四・〇一項から第一〇四・〇五項まで、第一〇・〇一項及び第一〇・〇三項中「平成二三年三月三一日までに」を削る。

別表第一第一〇〇五・九〇号中「一〇%」を「三〇%」に改める。

別表第一第一〇・〇六項、第一〇・〇八項、第一一・〇一項から第一一・〇四項まで、第一一・〇八項、第一九・〇一項、第一九・〇四項及び第二一・〇六項中「平成二三年三月三一日までに」を削る。

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号

衆議院会議録第十三号
關稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報生書

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

	(二) 灯油	B その他のもの	(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
(ii)	(1) ノルマル・パラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(1) 有量が全重量の九五%以上のものに限る。の含	一キロリットルにつき五七〇円
(i)	(2) その他のもの	(2) その他のもの	無税
	(1) 平成一四年三月三一日までに輸入されるも	(1) 平成一四年三月三一日までに輸入されるも	一キロリットルにつき五六四円
	(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるも	(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるも	一キロリットルにつき二七〇円
(ii)	(1) 重油及び粗油	(i) 軽油	一キロリットルにつき二七〇円
(i)	A 温度一五度における比重が○・九〇三七以下のもの	(ii) 平成一四年三月三一日までに輸入されるも	一キロリットルにつき二五七〇円
(ii)	(1) 製油の原料として使用するもの(関税法第六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税五作業による製品で、これらの物品を原料とす るおいて同じ)得たものを含む。以下この号に	(1) 平成一四年三月三一日までに輸入されるも	一キロリットルにつき二五七〇円
(i)	到着した時は政令においてこれら性質を保有するもので、これらに他の石油製品を混合するにし て得たもので、これららの性質を保有するものにし るうち、農林漁業の用に供するものにし	(2) 平成一四年三月三一日までに輸入されるも	一キロリットルにつき二五七〇円
	の硫黄の含有量が全重量の○・三%以下のも		一キロリットルにつき二五七〇円
	の		一キロリットルにつき二五七〇円
無税			一キロリットルにつき二五七〇円

別表第一第五〇〇一・〇〇号中「平成一三年三月三一日まで」を削る。

別表第二の二中、「第八条の二」を削る。

別表第一の三、第一の三の二、第一の六及び第一の八中「平成一三年三月三一日」を「平成一四年

三月三一日」に改める。

別表第一第三〇三・〇五項中 ○三〇五・四九 削る。
くん製した魚(フィレを含む。)

別表第一第三〇三・〇五項中 ○三〇五・四九 その他のもののうち
たら(ガドウス属、ラグラ属又はメルルシウス属のもの)以外のもの

一〇% を

別表第一第三〇三・〇七・九二号を削り、同表第三〇三・〇七・九九号を次のように改める。

○三〇七・九九 その他のもの

一 その他のもの

B その他のもの

はまぐり(乾燥したものに限る。)

九%

別表第一第三〇五・〇八項を削る。

○七・二・九〇 その他の野菜及び野菜を混合したもの

二 その他のもののうち

ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したもの除く)たけのこ

一〇% 七・五%

別表第一第三〇八二・三〇号及び第一五一五・六〇号を次のように改める。

○八・三・四〇 その他の中実

二 その他のもののうち

サントル

別表第一第三〇九〇一・三〇号中 ○八・三・四〇 その他の中実

二 その他のもの

四・五% 七・五% を削る。

別表第一第一六・〇二項を削る。

別表第一第一六〇四・二〇号中 ○八・一・一一

二 その他のもの

たら(ガドウス属、ラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもののうち
氣密容器入りのもの(くん製したもの)を除く。

五・三% 五% を削り、

別表第一第一六〇五・一〇号中 ○八・一・一二

二 その他のもの

たら(ガドウス属、ラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもののうち
氣密容器入りのもの(くん製したもの)を除く。

五・三% 五% を削り、

別表第一第三〇八・〇二項中 ○八・一・一二

一 アーモンド
二 裸付きのもの
三 ド sie - e - t a - m o n

一〇% 二・四% 一・四% を

別表第一第三〇八・〇二項中 ○八・一・一二

一 裸を除いたもの
二 スイートアーモン

一〇% 二・四% 一・四% を

削る。

別表第一第三〇八〇四・三〇号を削り、同表第三〇八〇四・四〇号を次のように改める。

○八・〇四・四〇 アボカドーのうち
乾燥したもの

無税

別表第一第三〇八〇四・四〇号中 ○八・〇四・四〇 アボカドーのうち
乾燥したもの

九% を削る。

(五) その他のもののうち
パバイヤ、ボボー、ドリアボ
カドー、グアバ、ビランビーチ
ランブータン、サンボテ、ジヤンニアボ
チエリモア、サンボテ、ジヤンニアボ
ゴー、ラッカスター、マップル
シユガード、アップル、マップル
ツル、ラバッシャン、アッシュ
レイン、サンソム、マップル
ワーム、サップル、ゴルフブラン
シン、サップル、ゴルフブラン
及ブラン

別表第一第三〇八二・九〇号中 一 砂糖をえたもの
二 その他のもの

パバイヤ、ボボー、ドリアボ
カドー、グアバ、ビランビーチ
ランブータン、サンボテ、ジヤンニアボ
チエリモア、サンボテ、ジヤンニアボ
ゴー、ラッカスター、マップル
シユガード、アップル、マップル
ツル、ラバッシャン、アッシュ
レイン、サンソム、マップル
ワーム、サップル、ゴルフブラン
シン、サップル、ゴルフブラン
及ブラン

を削る。

官 報 (号 外)

平成十三年二月十五日 衆議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

五

官 報 (号 外)

平成十三年三月十五日

衆議院会議録第十二号

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一	関税定率法別表(以トこの表において「関税率表」という。)第一七〇・九・〇〇号又は第二七一〇・〇〇号の二の(一)のC、(二)のB、(三)若しくは(四)に掲げる物品	品目	目	六八
二	別表第四 特惠関税例外品目表(第八条の二関係)	品目	目	六九
三	別表第四を次のように改める。	品目	目	七〇
四	関税率表第七四〇三・一九号に掲げる物品のうちニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの	品目	目	七一
五	関税率表第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号又は第七四〇三・一三号に掲げる物品のうち精鍛用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る)以外のもの	品目	目	七二
六	関税率表第七四〇三・一九号に掲げる物品のうち	品目	目	七三
七	関税率表第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二一号に掲げる物品	品目	目	七四
八	関税率表第七四〇九・一九号又は第七四〇九・二一号に掲げる物品	品目	目	七五
九	関税率表第七五〇一・二〇号の一又は第七五〇二・二〇号に掲げる物	品目	目	七六
一〇	関税率表第七九〇一項に掲げる物品	品目	目	七七
一一	関税率表第八一〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一〇七項、第八一〇九号又は第八一〇九号に掲げる物品	品目	目	七八
一二	関税率表第九四〇一・九〇号の一又は第九四〇四・一〇号に掲げる物	品目	目	七九
一三	関税率表第九五・〇二項に掲げる物品	品目	目	八〇
一四	関税率表第九五・〇三項に掲げる物品	品目	目	八一
一五	関税率表第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九三号に掲げる物品	品目	目	八二

官 報 (号 外)

			関税率表第三五〇一・〇〇号の三に掲げる物品
三	四	五	六
関税率表第四二二・〇三項に掲げる物品 関税率表第四三〇一・一二号又は第四三〇一・一一号に掲げる物品 関税率表第四三〇一・一九号に掲げる物品のうち 羊又はやきのもの 羊又はやきのもの	関税率表第四三〇一・一〇号、第四三〇一・一一号に掲げる物品 四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やき又はうさぎのもの	関税率表第四四二二・一二号、第四四二二・一四号又は第四四二二・一九号に掲げる物品 関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち	関税率表第五〇〇一・〇〇号の二に掲げる物品のうち 第八条の六第三項において準用する関税率表第九条の二第一項の規定により 割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するもの以外のもの
七	八	七	八
農産業振興事業團が生糸の輸入による調整等に関する法律第二条に規定する 農林大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同 法第一二条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの以外のもの	関税率表第六四・〇一項、第六四・〇二項又は第六四・〇六項に掲げる物品 関税率表第九一・一三・九〇号の一に掲げる物品	関税率表第五〇〇一・〇〇号の二に掲げる物品のうち 第一(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)以外のもの	関税率表第五〇〇一・〇〇号に掲げる物品のうち 赤貝(生きているものに限る)、うに及びくらげ うに及びくらげ
一	品	目	
二	二	別表第五 特別特惠関税対象品目表(第八条の二、第八条の三関係)	別表第四の次に次の一表を加える。
三			

第七条第一項中「第一七一〇・〇〇号」を「第一七一〇・一〇〇号若しくは第一七一〇・一九号」に改める。

第六条 第一項中「第一七一〇・〇〇号の（一）（四）」を「第一七一〇・一九号の（一）（三）」に、「本邦において製造された同号」を「本邦において製造された同表第二七一〇・一一号」に、「同表第二七一〇・〇〇号の（一）（二）（B若しくは（三））に掲げる灯油若しくは軽油又は同号の（一）（四）」を「同表第二七一〇・一一号の（一）（二）（B若しくは（三））に掲げる灯油、同表第二七一〇・一九号の（一）（二）（B若しくは（三））に掲げる軽油又は同表第一七一〇・一一号の（一）（二）（B若しくは（三））に掲げる軽油又は同表第一七一〇・一九号の（一）（三）に改める。

第七条第一項中「第二七一〇・〇〇号」を「第二七一〇・一一号若しくは第二七一〇・一九号」に改める。

第七条の三第一項第三号中「第一一〇三・一二号並びに第一一〇三・二九号の（二）及び四」を「第一一〇三・一二〇号の（一）、四及び五」に、「第一一〇四・一一号、第一一〇四・一九号の（一）、第一一〇四・一二号及び第一一〇四・一九号の（一）」を「第一一〇四・一九号の（一）及び三並びに第一一〇四・二九号の（一）及び三」に改め、同項第三号の（二）中第一一〇三・一四号及び第一一〇三・二九号の（二）

官報(号外)

の〔〕を「第一一〇三・一九号の四及び第一一〇三・一〇号の三の〔〕」に改める。
第七条の六第一項中「第〇二一〇・九〇号の一」を「第〇二一〇・九九号の一」に改める。
別表第一第一一・〇三項を次のように改める。

一一・〇三

一一・〇三・一

ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット

小麦のもののうち

ひき割り穀物及び穀物のミール

政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

その他の穀物のもの

大麦又は裸麦のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

ライ小麦のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

米のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

小麦のもののうち

ペレット

一一・〇三・一〇

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

とうもろこし又は米のもの
米のもののうち

一五%

一五%

一〇%

一〇%

一五%

別表第一第一一〇四・一九号を削り、同表第一一〇四・一九号を次のように改める。

四

大麦又は裸麦のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

五

ライ小麦のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

一 小麦又はライ小麦のもの

(1) 小麦のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

(2) ライ小麦のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

一 とうもろこし又は米のもの

(2) 米のもののうち

政府が主要食糧の需給及び価格の安定により輸入するもの及び同法第六七条の規定により輸入するもの及び同法第七〇条第一項ただし書に規定する政令で定める麥等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の證明を受けて輸入されるもの

一〇%

一〇%

一五%

一五%

一五%

官 報 (号 外)

平成十三年三月十五日
衆議院会議録第十三号
関税税率法等の一部を改正する法律案及び同報生目書

衆議院会議録第十三号
關稅定率法等の一部を改正する法律案及び同報白書

一七
C.
一九

	(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)
(3) その他のもの	(i) 平成一四年三月三一日までに輸入されるもの
B その他のもの	(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
(1) 石油及び 未満のものを含む。	(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。)	(2) その他のもの
(1) 灯油	(1) 平成一四年三月三一日までに輸入され るものの
(1) その他	(2) その他のもの
(2) 石油及び 未満のものを含む。	(i) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
(2) 石油及び 未満のものを含む。	(ii) 平成一四年三月三一日までに輸入され るものの
(2) 石油及び 未満のものを含む。	(1) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
(2) 石油及び 未満のものを含む。	(2) その他のもの
(2) 石油及び 未満のものを含む。	(1) 平成一四年三月三一日までに輸入され るものの
(2) 石油及び 未満のものを含む。	(2) その他のもの

内一トキロリツ 、二五七 につき	内一トキロリツ 、二七〇 につき						
無税							

		(2) その他のもの
		(1) 平成一四年三月三一日までに輸入されるもの
	(2)	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
	(1)	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
	(2)	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
		(2) 重油及び粗油
		(1) 下 温度のもの
	(1)	下 温度のもの
	(2)	上 温度のもの
	(i)	上 温度のもの
	(ii)	上 温度のもの
1		平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
		(2) 軽油
		(1) 平成一四年三月三一日までに輸入されるもの
	(2)	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
2		平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの

円二ト一 、ルキ 五にロ 九つリ 三きツ	円二ト一 、ルキ 六にロ 二つリ 〇きツ	無税	二ト一 、ルキ 五にロ 円つり きツ	円一ト一 、ルキ 二にロ 五つリ 七きツ	円一ト一 、ルキ 二にロ 七きツ 〇きツ	五ト一 キロリツ 五六四 円につき	五ト一 キロリツ 〇につき 円
----------------------------------	----------------------------------	----	--------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------	--------------------------

官 報 (号 外)

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

六四

		(ii)
2	その他もの	2
平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの	平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの
円三、二〇二二	円三、四一七	円二、三七六
トルにつき 一キロリツ	トルにつき 一キロリツ	トルにつき 一キロリツ

二 一 五 円 ト キ ロ リ ツ ト ル キ ロ リ ツ 三 〇 六 き	円三 、 三 〇 六 き	一 キ ル に 三 〇	一 キ ル に 三 〇	円三 、 四 一 〇	一 キ ル に 四 一
---	-----------------------------	----------------------------	----------------------------	------------------------	----------------------------

別表第一の二第四一〇四項の前に次の一項を加える。

平成一四年四月一日から平成一八年三月三一日までに輸入されるもの

(1) 製油の原料として使用するもの
 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

(2) その他のもの
 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

官 報 (号 外)

四一〇一・五〇	全形の原皮(一六キログラムを超えるものに限る。)	二 その他のもののうち 二 共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの(バット、ベンズ及びベリーを含む。)	四一〇一・九〇	一四・六%	一四・六%	一四・三%	一四・六%
四一〇一・九一	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物のなめした皮(なめし加工をしたものを除く。)及びスプリット(毛が付いていないもの)を含む。	二 その他のもののうち 二 共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの(バット、ベンズ及びベリーを含む。)	四一〇一・九二	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・九%
四一〇四・一	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの フルグレーン(スプリットしてないもの)及びグレンスプリット	二 その他のもののうち 二 共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの	四一〇四・一九	一四・六%	一四・三%	一三・五%	一三・五%
四一〇四・四一	乾燥状態(クラスト)のもの フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)及びグレンスプリット	二 その他のもののうち 二 共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの	四一〇四・一九	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%
(一) 染着色したもののうち この号の(一)及び第四一〇	共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの	二 その他のもののうち 二 共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの	四一〇四・四一	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%
(一) 染着色したもののうち この号の(一)及び第四一〇	共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの	二 その他のもののうち 二 共通の限度数量(第一種のもの)以内の その他のもの	四一〇一・九〇	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・九%

四一〇五・三〇	四一〇五	四一〇四・四九						
乾燥状態(クラスト)のもの 一 染着色したもの	羊のなめした皮(なめしたもの及びクラストに付するもの)のうち この号の一に掲げる羊のなめした皮及 しがたものなめした皮(なめしたもの及びクラストに付するもの)のうち 乾燥状態(クラスト)のもの	共通の限度数量(第一種のもの)以内 その他のもののうち 一 染着色したもの						
一四・六%	一九・五%	一四・六%	一四・六%	一四・五%	一九・二%	一九・二%	一九・二%	一九・二%
一四・三%	一九%	一四・三%	一四・三%	一四・三%	一八・三%	一八・三%	一八・三%	一八・三%
一三・九%	一八・五%	一三・九%	一三・九%	一三・九%	一七・五%	一七・五%	一七・五%	一七・五%
一三・五%	一八%	一三・五%	一三・五%	一三・五%	一六・七%	一六・七%	一六・七%	一六・七%
一三・一%	一七・五%	一三・一%	一三・一%	一三・一%	一五・八%	一五・八%	一五・八%	一五・八%
一一・八%	一七%	一一・八%	一一・八%	一一・八%	一七%	一七%	一七%	一七%
一一・四%	一六・五%	一一・四%	一一・四%	一一・四%	一四・一%	一四・一%	一四・一%	一四・一%
一一%	一六%	一一%	一一%	一一%	一三・三%	一三・三%	一三・三%	一三・三%

官報(号外)

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号

関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報生書

四一〇七・一二

グレーンスピリット

(一) その他のもの
 (二) 染着色し又は模様付けしたもの
 (三) 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの
 (四) その他のもの

一四・六%	一九・五%
-------	-------

一四・三%	一八・三%
-------	-------

一三・九%	一七・五%
-------	-------

一三・五%	一六・七%
-------	-------

一三・一%	一七・五%
-------	-------

一一・八%	一五%
-------	-----

一一・四%	一四・一%
-------	-------

一一%	一六・三%
-----	-------

四一〇七・一二

全形の革
 (一) 染着色し又は模様付けしたもののうち
 (二) その他のもの

牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめし皮)はクラストにした後これらを超える加工をした又はフルグレーン(スプリットしてないものに限る。) 二 その他のもの
--

別表第一の二(第四)
四一・〇七

牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめし皮)はクラストにした後これらを超える加工をした又はフルグレーン(スプリットしてないものに限る。)
 二 その他のもの

四一〇六・一二

乾燥状態(クラスト)のもの
 (一) 染着色したもののうち

共通の限度数量以内のもの

四一・〇六

その他の動物のなめし皮(なめし皮)はクラストにした後これらを超える加工をした又はフルグレーン(スプリットしてないものに限る。)
 二 その他のもの

一九・五%

一九%

一八・五%

一八%

一七・五%

一七%

一六・五%

一六%

一九・五%	一九・二%	一九・一%	一九・五%	一九・六%	一九・五%	一九・一%	一九・二%
一九・三%	一八・三%	一四・三%	一八・三%	一四・三%	一四・三%	一八・三%	一九%
一八・五%	一七・五%	一三・九%	一七・五%	一三・九%	一八・五%	一八・五%	一七・五%
一六・七%	一六・七%	一三・五%	一六・七%	一三・五%	一八%	一六・七%	一八%
一五・八%	一七・五%	一三・一%	一七・五%	一三・一%	一七・五%	一五・八%	一七・五%
一五%	一五%	一三・八%	一五%	一三・八%	一七%	一五%	一七%
一六・五%	一四・一%	一二・四%	一四・一%	一二・四%	一六・五%	一六・五%	一四・一%
一三・三%	一三・三%	一二・六%	一三・三%	一二・六%	一六%	一三・三%	一六%

共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの
染着色したもの(牛革(表面積が一枚につき一・六平方メートル以下のも)及び水牛革並びにローラーレザーを除く。)
その他のもの
口 その他のもののうち
二 その他のもの
(一) 染着色し又は模様付けしたもののうち
二 その他のもの
(一) 染着色し又は模様付けしたものに限る。
その他のもの(サイドを含む。)
フルグレン(スプリットしてないものに限る。)
二 その他のもの
(一) 染着色し又は模様付けしたもののうち
共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの
染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)
二 その他のもの
(一) 染着色し又は模様付けしたもののうち
共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの
染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)
二 その他のもの
グレーンスプリット
二 その他のもの
(一) 染着色し又は模様付けしたもののうち
共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの
染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)
二 その他のもの
染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)
二 その他のもの
染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)
二 その他のもの
染着色したもの(水牛革及びローラーレザーを除く。)

四一〇七・九一

一四〇七・一九

官報(号外)

四一〇七・九九

〔〕その他のもののうち

共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの

二 その他

〔〕その他ものうち染着色し又は模様付けしたもののが

共通の限度数量(第一種のもの)以内のものうち

〔〕その他もののうち共通の限度数量(第一種のもの)以内のものうち

平成十三年三月十五日

衆議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報生書

六ばじ、それぞれこの号の(2)に定める率(例え
六六を加九減た数で除し、これに五五を乗じ
て得た積格をいふ。以下この項及び第一項
二項において同じ)以下のもの

官 報 (号 外)

別表第一の三第二・〇三項及び第一・〇四項を次のように改める。

一一〇三
—ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット

ひき割り穀物及び穀物のミル

— 1 —

二〇三·一九

大英圖書館藏書：S62.1
明成化十二年，二

税率の適用を受け

二 ライド妻のものなうち

別表第一二〇三

卷之六

四 米のもののうち

別冊説表率第一の適第用を受付

卷之三

卷之三

別表第一第一〇三・一〇四号の一に掲げる

税率の適用を受ける掛

三 とうもろこし又は米のもの

二 梅のものうぢ

第表第率の適用を受けるものの以外のものも

卷之三

四 大麦又は裸麦のもののうち

別表第一第一一二三・二〇号の四に掲げる

卷之三

五 ライ小麦のもののうち

別表第一第一〇三・一〇号の五に掲げを
税率の適用を受けるもの以外のもの

卷之三

四

一一〇四・一九

ロールにかけ又はフレーク状にした穀物
その他の穀物のもの

一 小麦又はライ小麦のもののうち

別表第一第一一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

二 とうもろこし又は米のもの
〔〕 米のもののうち

別表第一第一一一〇四・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一 一〇四・一九
二 大麦又は裸麦のもののうち
三 大麦又は裸麦のもののうち
一 小麦又はライ小麦のもののうち
二 米のもののうち
三 大麦又は裸麦のもののうち

別表第一第一一一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの
その他の加工穀物(例えば、穀を除き、真珠形にと
う精し、薄く切り又は粗くひいたもの)
その他の穀物のもの

一 小麦又はライ小麦のもののうち

別表第一第一一一〇四・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一 米のもののうち

別表第一第一一一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一 小麦又は裸麦のもののうち

別表第一第一一一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一 小麦又は裸麦のもののうち

別表第一第一一一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

別表第一の三第七〇二・九〇号中「転化糖」の下に「並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するもの」を加える。
別表第一の三第一九・〇一項中「並びに穀粉」の下に「、ひき割り穀物」を加える。
別表第一の三第一九・〇四項中「粉」の下に「、ひき割り穀物」を加え、同表第一九〇四・一二〇号の次に次の二号を加える。

一九〇四・三〇

ブルガ—小麦

ブルガ—小麦のうち

別表第一第一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムにつ
き二二〇円二〇銭

一キログラムにつ
き二九円四〇銭

一キログラムにつ
き二八円六〇銭

一キログラムにつ
き二七円八〇銭

一キログラムにつ
き二七円

一キログラムにつ
き二六円二〇銭

官 報 (号 外)

平成十三年三月十五日

衆議院会議録第十二号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの

一
キ
ロ
グラ
ム
に
つ
き
豚
肉
基
準
輸
入
工
品
に
係
る
た
額
と
五
六
を
課
税
並
し
て
格
格
に
得
得
き
額
と
の
差
額
一
た
○

○た一る基豚肉加工品に係
額・額・額・額・額・額・額・額
と六と五輸入品に係
のを課率乗入品に係
差乗積じて得
額で格に得

一キログラムにつ
る基準加工品に係
る額と五を乗じて得
た額と六を乗じて得
た額との差額を得

一キログラムにつ
き豚肉加工品に係
る基準輸入価格に
一・五を乗じて得
た額と乗じて得
た額との差額で得
た○六を乗じて得
た額と乗じて得

○一一〇・一一
豚の肉

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る)。

(1) 課税価格が一千五百グラムにつき、豚肉加工品に係る税率

別表第一の六第一三項中「第一一〇三・一九号の四」を「第一一〇三・一〇号の一若しくは五」に、「第一九〇四・九〇号の二」を「第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二」に改める。

別表第一の六第一四項中「第一一〇三・一九号の三」を「第一一〇三・一〇号の四」に、「第一一〇一號」を「第一一〇四・一九号の三」に改める。

四、「一一号」を「第一一〇四・一九号の三」、「第一一〇四・一一号」を「第一一〇四・一九号の三」に改める。

別表第一の六第一四の一項中「第一一〇三・一四号、第一一〇三・一九号の二の二」を「第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・一九号の二の二」に改める。

三、「一九号の四、第一一〇三・一九号の二の二」を「第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・一九号の二の二」に改める。

別表第一の七第五〇の二項を削る。

別表第一の七第五五二項の次に次の二項を加える。

五、關稅率表第一一〇三・一九号の四に掲げる物品

別表第一の七第五三項中「第一一〇三・一一号」を「第一一〇三・一〇号の一」に改める。

別表第一の七第五三の二項中「第一一〇三・一九号の二の二」を「第一一〇三・一〇号の二の二」に改める。

<p>八八 削除</p> <p>別表第一の七第五四項中「第一一〇三・一九号の三」を「第一一〇三・一〇号の四」に改める。</p> <p>別表第一の七第五五項中「第一一〇三・一九号の四」を「第一一〇三・一〇号の五」に改める。</p> <p>別表第一の七第五六項を次のように改める。</p>	<p>五六 削除</p> <p>別表第一の七第五九項中「第一一〇四・一二号」を「第一一〇四・一九号の三」に改める。</p> <p>別表第一の七第六一の二項の次に次の一項を加える。</p> <p>六一の三 関税率表第一一〇四・一九号の三に掲げる物品</p> <p>別表第一の七第八七の三項を第八七の四項とし、同表第八七の二項の次に次の一項を加える。</p> <p>八七の三 関税率表第一九〇四・三〇号又は第一九〇四・九〇号の二に掲げる物品</p> <p>別表第一の七第八八項を次のように改める。</p>
--	--

官 報 (号 外)

別表第三第一八項中「第九三〇五・九〇号の二の」を「第九三〇五・九九号の一」に改める。
別表第三第二一〇項を次のように改める。

		○・二
別表第三第三五項及び第一六項を次のように改める。		
関税率表第四三〇一・一一号に掲げる物品 関税率表第四三〇一・一九号、第四三〇一・二〇号又は第四三〇一・ 二〇号の二に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの		
一五		
関税率表第四四〇八・一〇号の二の(二)、第四四〇八・三一號の二、第 四四〇八・三九号の四の(二)又は第四四〇八・九〇号の二の(二)に掲げる 物品のうち		
一六		
合板用單板		
関税率表第四四〇八・一〇号の二の(二)、第四四〇八・三一號の二、第 四四〇八・三九号の四の(二)又は第四四〇八・九〇号の二の(二)に掲げる 物品のうち		
合板用單板以外のもの		
関税率表第四四〇八・三九号の一の(二)又は第四四〇八・九〇号の一の (二)に掲げる物品	○・○	○・六

別表第三第二項中「関税率表」の下に「第四四〇八・一〇号の二の〔〕、第四四〇八・三一号の一、第四四〇八・三九号の一の〔〕、三の〔〕若しくは四の〔〕、第四四〇八・九〇号の一の〔〕若しくは二の〔〕、」を加える。
別表第三第三項中「第五三〇八・九〇号」を「第五三〇八・九〇号の二」に改める。
別表第三第四項を次のように改める。
別表第三第四項を次のように改める。

五二 関税率表第六〇〇・〇一項、第六〇〇〇一・四〇号、第六〇・〇三項、第六〇〇四・一〇号、第六〇・〇五項又は第六〇・〇六項に掲げる物品
関税率表第六〇〇一・九〇号又は第六〇〇四・九〇号に掲げる物品のうち
ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの以外のもの

- (二) 特定の鉱工業产品等について特惠関税を適用できる輸入額又は数量の枠について、平成十一年度に特惠関税を適用した輸入額を基準として設定する方式に統一するとともに、その枠を超えた場合に特惠関税の適用を停止する時期を翌月半ばとする方式への統一等を行うこととする。
- (三) 特定の鉱工業产品等の特惠税率について、無税又は通常の関税率の二十パーセント、四十パーセント、六十パーセント若しくは八十パーセントの五段階に多様化することとする。
- (四) 特別特恵受益国に対する新たな特惠関税率を創設することによる特別措置の拡充等を行うこととする。

2 個別品目の関税率の改正

コーングリッツへの加工原料用等のとうもろこしの関税割当一次税率の引下げ、紡織用織維のフロック等の関税率の撤廃等を行うこととする。

3 関税の减免税・還付制度の改正

沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度を免税制度に変更するとともに、これまで払戻し制度の対象外とされていた物品についても免税制度の対象とすることとする。

4 関税率表の品目分類に関する調整

「商品の名称及び分類についての統一シス

テムに関する国際条約」に定める品目表が改正されること等に伴い、関税率表の品目分類に関する所要の調整を行うこととする。

5 暫定関税率等の適用期限の延長

(一) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する暫定関税率について、その適用期限を一年延長することとする。

(二) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の関税の還付制度につい

- て、その適用期限を一年延長することとする。
- (二) 平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する農産品に係る特別緊急関税並びに牛肉及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を一年延長することとする。
- 6 税関手続の簡素化等
- 税関手続の簡素化等のため、執務時間外における外国貿易船等への貨物の積卸しに係る届出制を廃止する等所要の改正を行うこととする。
- 7 その他
- その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 8 施行期日
- この法律は、平成十三年四月一日から施行することとする。ただし、4については、平成十四年一月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、平成十三年三月三十

一日に適用期限の到来する特惠関税制度につい

てその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業產

品等に対する特惠関税の適用の停止措置の改

善、特惠税率の多様化、特別特恵受益国に対す

る特別措置の拡充等を行うとともに、紡織用織

維のフロック等の関税率の撤廃又は引下げを行

うほか、沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域を

する旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度の免

税制度への変更等、関税率表の品目分類に関す

る所要の調整並びに関税の還付制度、特別緊急

関税及び暫定関税率等の適用期限の延長の措置

を講ずるため関税定率法及び関税率表に係

官 報 (号 外)

明治
十五年三月三日
郵便物認可

平成十三年三月十五日 衆議院会議録第十三号

発行所
二 東京 番四都〇五 財務 號 港区 省 虎ノ門四 印 門二十五 刷 丁目 局 目
電 話
03 (3587) 4294
定 価
(本体 本号一部 三三〇円)